

住みよい町づくり

Ⅱ 住みよい町づくり 目 次

写 真	83	(2) ごみ処理	140
1 戸 籍	106	(3) し尿処理	142
2 住民基本台帳	108	(4) 火葬場	144
3 人口動態	110	(5) 野犬対策	144
4 社会福祉	112	9 水 道	145
(1) 民生（児童）委員	112	(1) 久万簡易水道	145
(2) 生活保護	113	(2) 地域小水道	146
(3) 老人福祉	114	10 保健衛生	149
(4) 児童福祉	116	(1) 保健衛生業務内容	149
(5) 母子福祉	118	(2) がん予防対策	150
(6) 身体障害者福祉	119	(3) 母子衛生	151
5. 社会福祉協議会	120	(4) 結核予防対策	153
(1) 沿革	120	(5) 献血業務	154
(2) 全戸会員運動	122	(6) 成人病対策	155
(3) 世帯更生資金貸付制度	123	(7) 地区診断	156
(4) 小口資金貸付制度	123	11 町立病院	158
(5) 奨学金制度	123	(1) 久万厚生病院の開設	158
(6) 老人家庭奉仕員派遣活動	124	(2) 合併による町立病院の設立	158
(7) 老人福祉備品貸付業務	124	(3) 病院の改築	159
(8) 移動浴槽業務	124	(4) 医師住宅の建築と取付道路の整備	160
(9) 心配ごと相談業務	124	12 消 防	164
(10) 人権擁護活動	125	(1) 久万町消防団の発足	164
(11) 共同募金運動	125	(2) 機構改革	165
6. 国民年金	126	(3) 第2次機構改革	166
(1) 拠出年金	126	13 救急業務	171
(2) 福祉年金	128	14 自然保護	172
7 国民健康保険	130	15 郷土美化活動	172
(1) 沿 革	130	16 上浮穴郡生活環境事務組合	173
(2) 高額療養費貸付制度	136	(1) 養護老人ホーム	174
(3) 国民健康保険診療所	137	(2) 伝染病隔離病舎	176
8 環境衛生	140	(3) 上浮穴消防	177
(1) 保健衛生推進員	140	(4) 上浮穴郡老人憩の家	178

住みよい町づくり

住民の英知を集めて!!



明るく楽しい町をつくるために 各界代表者
によって開かれた懇談会 (昭49.2)



保健衛生推進員は、地域住民の健康増進の
ため努力している。(第3回推進員会)



昭42.8.11 開催



育児について熱心に研修する母親たち



強く、たくましく育てよう



助け合い、はげまし合い、話し合って

社会福祉



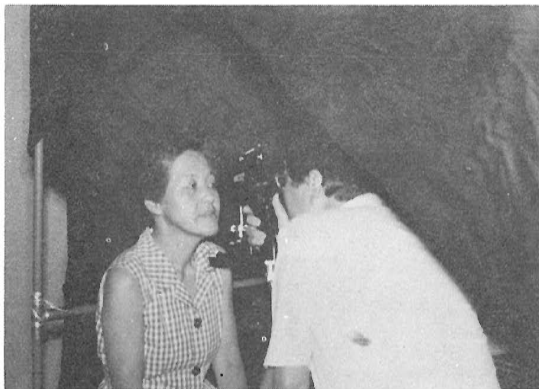
第8回大会 (昭. 50)



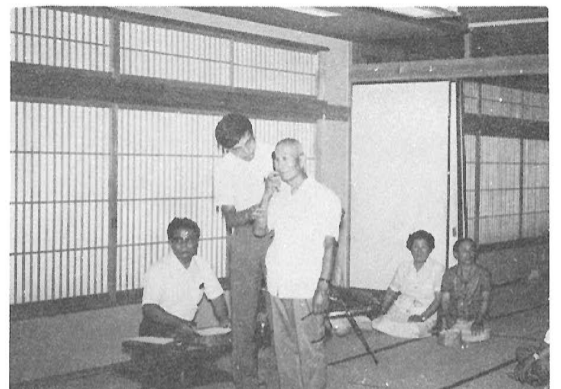
第6回大会 (昭48.11.27)



社会福祉功労者表彰 (昭49.11.26)



開眼検査



開眼検査

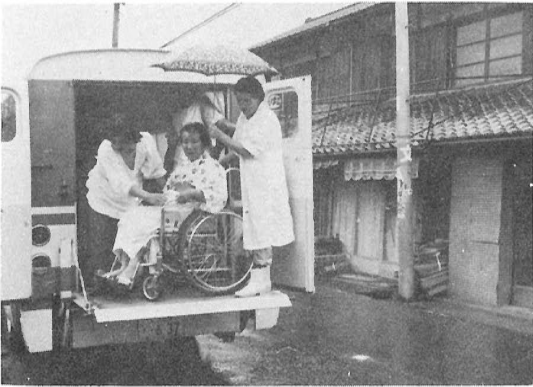
ホームヘルパーの活躍



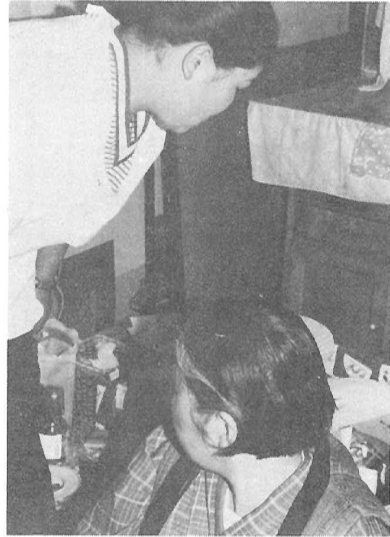
愛媛県社会福祉事業団運営の
移動浴槽車“いでゆ号”



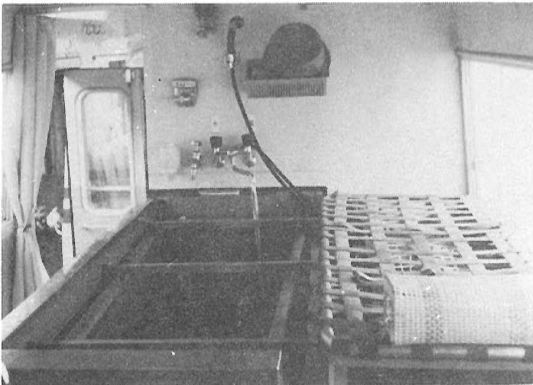
昭48購入



車いすのままリフトで乗降



独居老人のお世話を
するヘルパー



浴槽車の内部

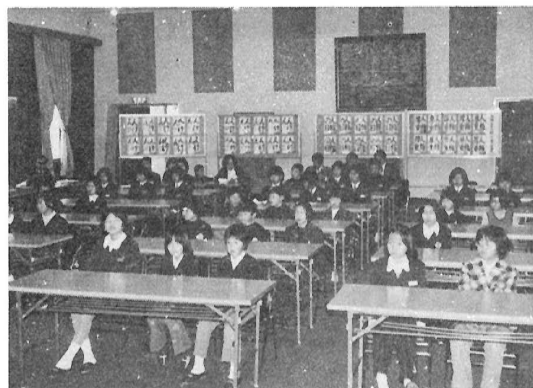


入浴のお手伝いをするヘルパー

人権擁護推進の町



人権擁護書道 (小学生)
作文 (中学生) 表彰式
昭和52年12月10日久万町民館で



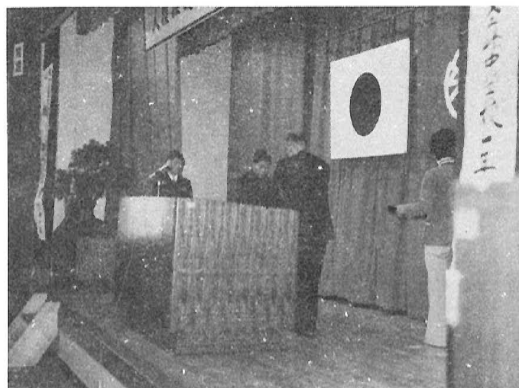
表彰式参加者

(人) (権) (の) (共) (存)

“明るい近隣関係を築こう”

人権相談

毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、これは法律上どのようなことになるのかと戸惑ったりすることが、だれでもしばしばあるでしょう。人権擁護委員や法務局の人権相談係は、そのような時の相談相手です。むずかしい手続もいりませんし、すべて無料で、また、相談の内容については秘密を守ることになっています。



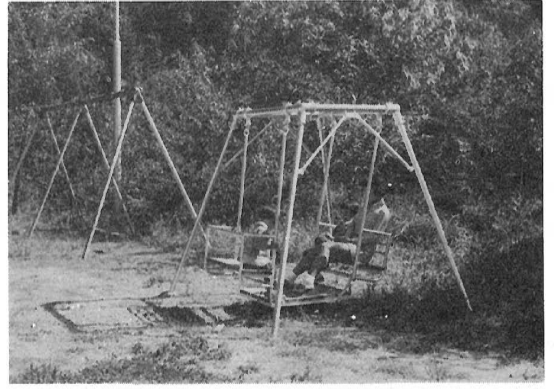
教育長賞受賞者

児童福祉

中央児童遊園地



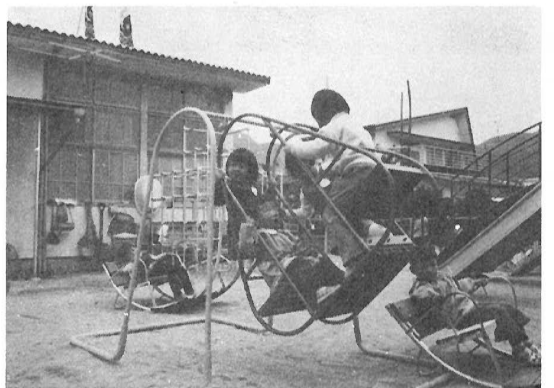
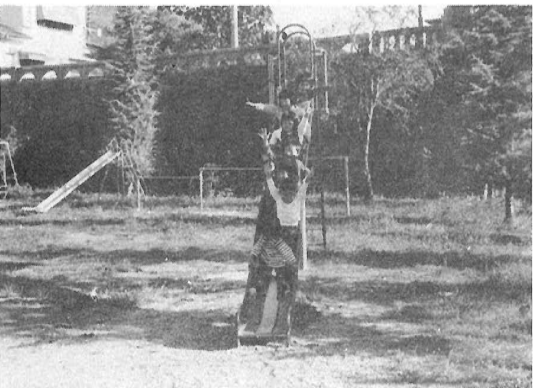
久万保育園の保育風景



チビッコ広場



遊園地であそぶ幼児

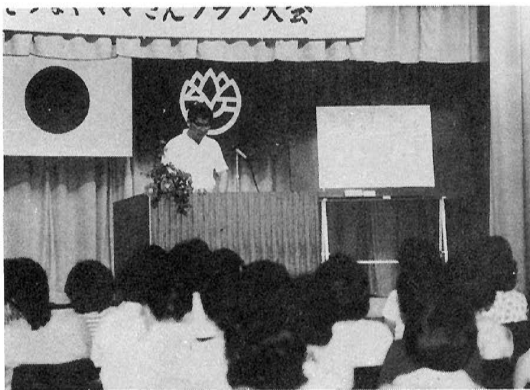


活躍するママさんクラブ

久万地区ママさんクラブ発会式、親と子が手をつなぎ合って参加している。



ママさんクラブ講演会



ぬいぐるみと楽しむ児童

ママさんクラブには乳幼児を持っている若いお母さん方が多い。お母さんが勉強している間はボランティアの方が託児を受け持っている。



ボランティアによる託児

老人福祉



老人クラブ総会 長寿を祝福



老人健康診断



愛媛老人大学



敬老会

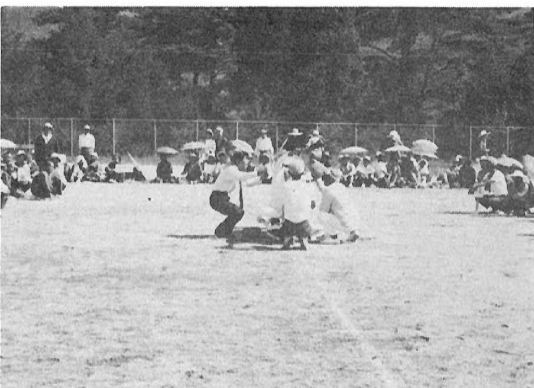
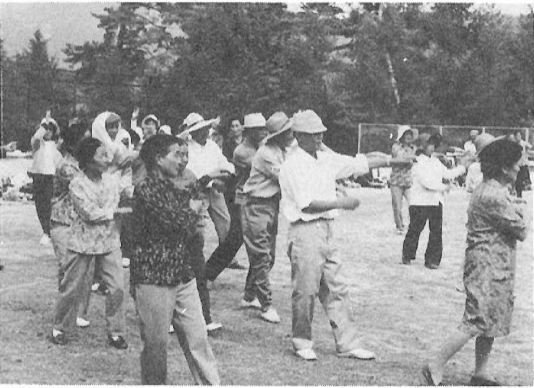


熱心に聞き入る大学生

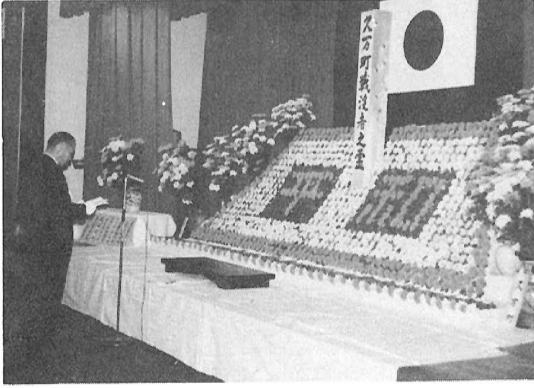


地元青年団の余興

社会福祉団体運動会風景



戦没者追悼式



追悼のことはを捧げる久万町長

久万町出身者 518柱の英霊に対する戦没者追悼式が例年行われている。

仏式や神式による戦没者慰霊祭が行われていたが、昭和48年から名称が追悼式とあらためられた。

仏式による慰霊祭（昭和39年）



献花を行なう遺族



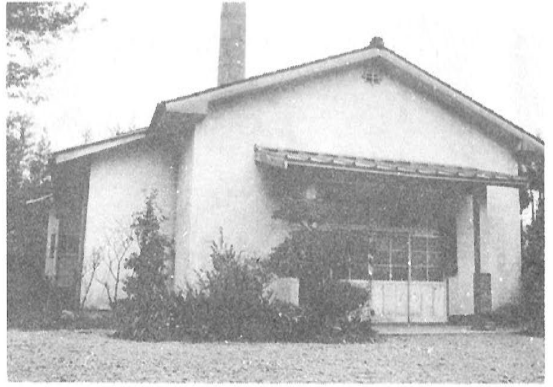
神式による慰霊祭（昭和40年）



環境衛生



ガラス破砕機 (昭46~48)



久万火葬場



ごみ集収車 (52年・第3号車)



父二峰火葬場 (昭53.4廃止)



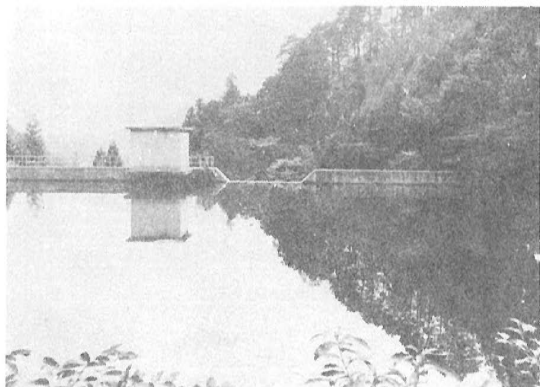
町営ごみ焼却場 (昭35建設、昭48廃止)



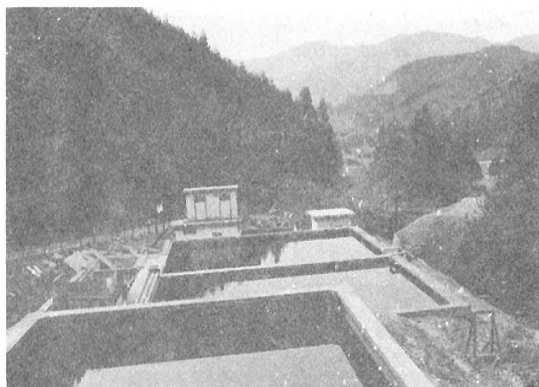
川瀬火葬場 (昭53.4廃止)

簡易水道事業

清浄な水を豊富に!!住民の75%が水道を利用している (昭53.4)



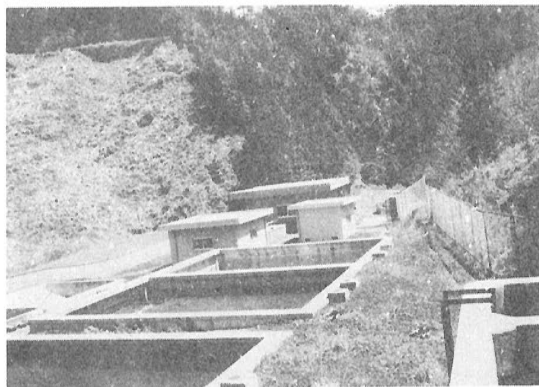
久万簡易水道唐子貯水池 (昭38)



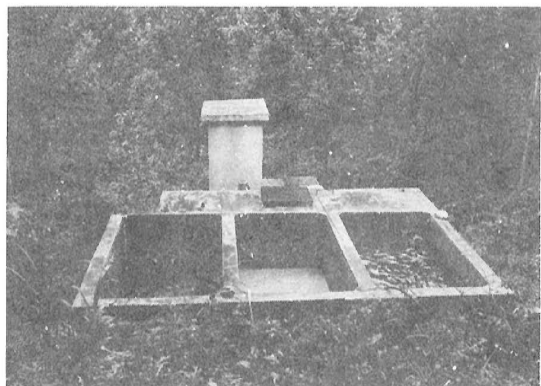
久万簡易水道唐子浄水場 (昭38)



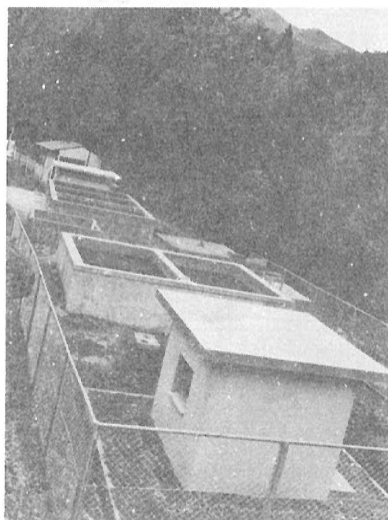
久万簡易水道急速ろ過装置 (昭46)



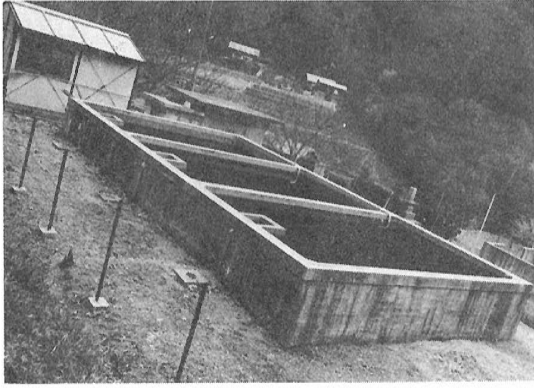
久万簡易水道下野尻浄水場 (昭48)



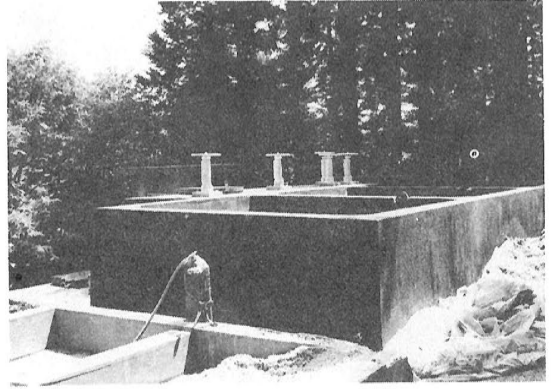
橘詰簡易水道浄水場 (昭36)



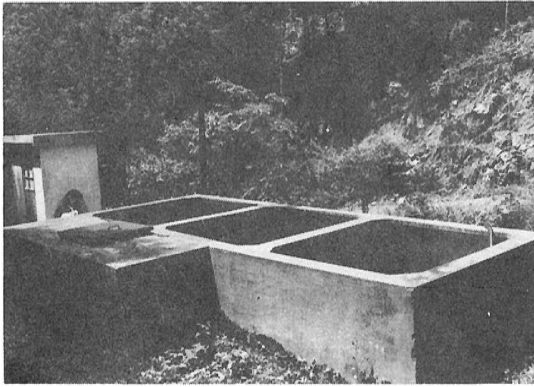
上直瀬簡易水道浄水場 (昭四三、四八)



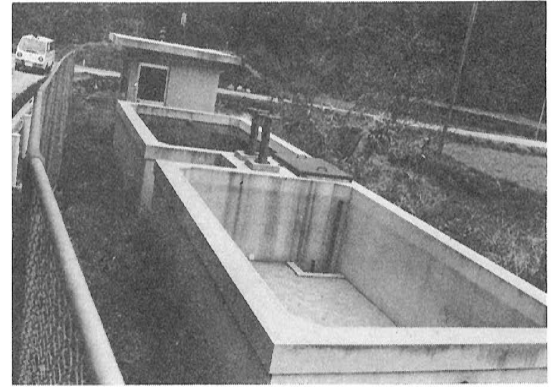
畑野川簡易水道浄水場 (昭44)



落合簡易水道浄水場 (昭35)



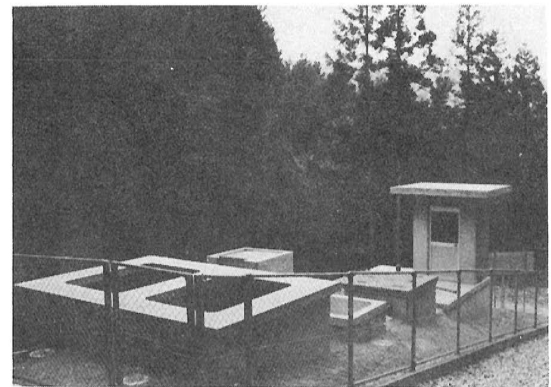
中村簡易水道浄水場 (昭36)



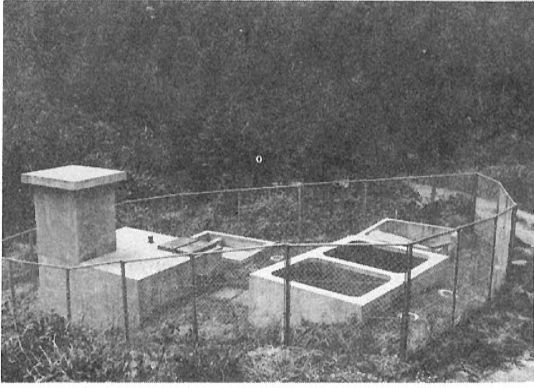
下直瀬簡易水道浄水場 (昭51)



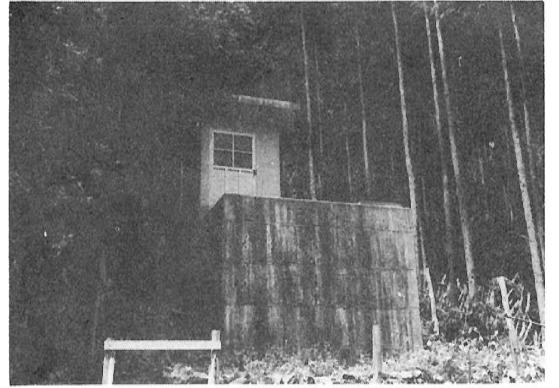
森田, 宮成簡易水道浄水道 (昭51)



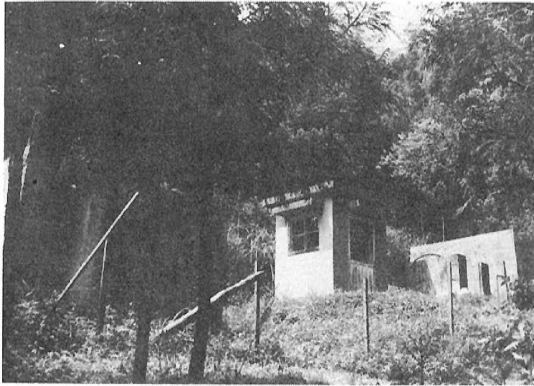
若宮水道浄水場 (昭52)



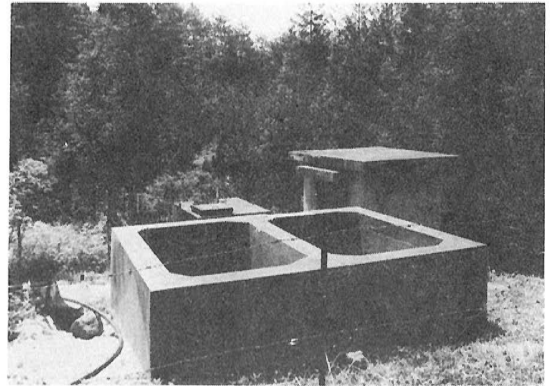
上厚水道浄水場 (昭50)



西ノ川水道浄水場 (昭45)



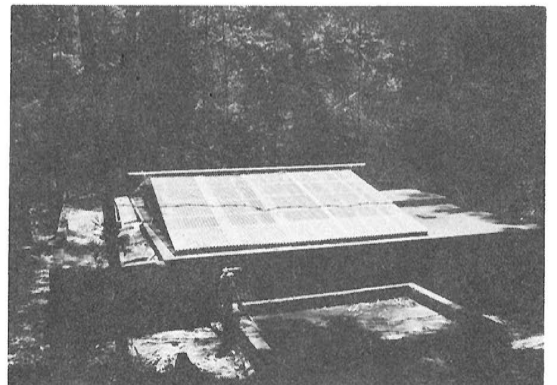
永久水道浄水場 (昭41)



東条水道浄水場 (昭43)



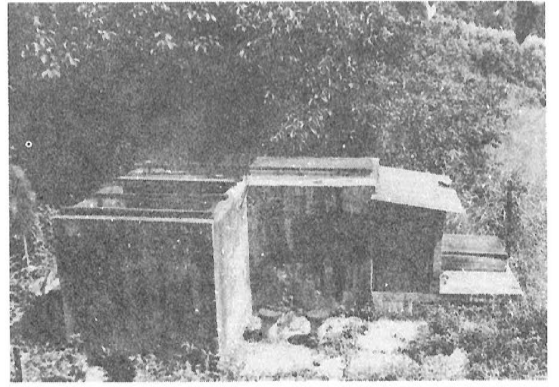
横ノ川水道浄水場 (昭39)



中条水道浄水場 (昭37)



徳好水道浄水場 (昭41)



中野村水道浄水場 (昭38)

徳好水道災害 (昭51年台風17号による災害)



。総ての施設は土をかぶり減菌室が倒かいした (昭51 .9 .12)



地元民による応急作業

自然保護・美化活動

自然は先租から受けつがれた遺産である。

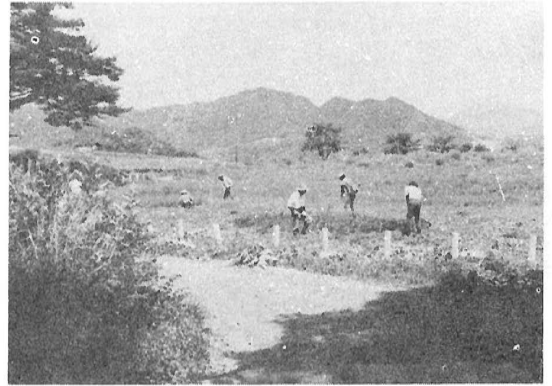


久万町の自然（上直瀬）

これを守り、子孫に引きつがなければならない。



久万川清掃奉仕作業



千本が原キャンプ場清掃作業



遊園地清掃奉仕作業



有枝川清掃奉仕作業（河川のアシ刈、公民館）



直瀬川清掃奉仕作業



三坂周辺国道沿線清掃



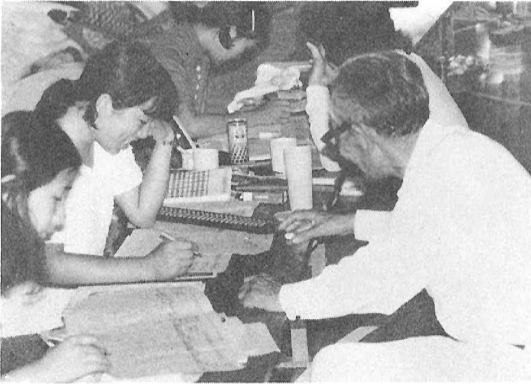
児童遊園地清掃奉仕作業



集落内の草刈，排水路の清掃奉仕作業

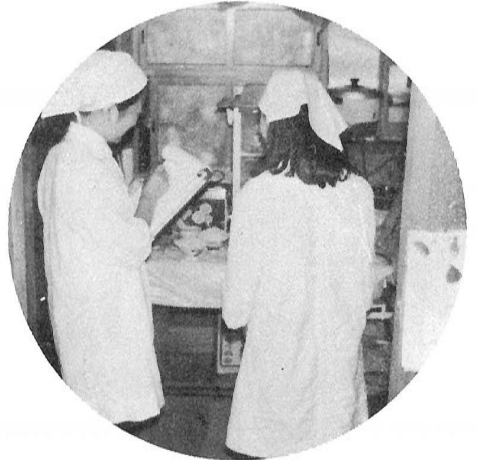
地区診断

上畑野川地区 (昭48)



昼間の調査を集計、住民の栄養摂取量の計算

露峰地区 (昭49)



家庭を訪ねて栄養調査 (その1)



ボクも地区の住民です



(その2)



調査に協力して、聖カタリナの先生と生徒



(その3)

明神地区 (昭50)



上直瀬地区 (昭51)



会場に集まった地区民



診断を受ける



地区診風景

下直瀬地区 (昭52)



各家庭の原材料を計量している聖カタリナ生
(昭52 . 7 . 27)

寿健康大学 (昭51)



長寿のもと健康から、熱心に耳を傾ける
受講生 (昭51 . 3 . 7)



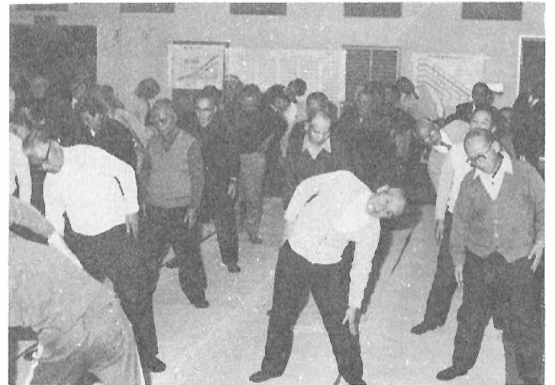
栄養調査に併せて健康診断も行なわれた
(昭52 . 7 . 28)



体育指導員による柔軟体操



栄養調査に併せて生活実態調査も行なわれた
(昭52 . 7 . 28)



笑いもまじり日頃の硬さを取る柔軟体操

町立病院

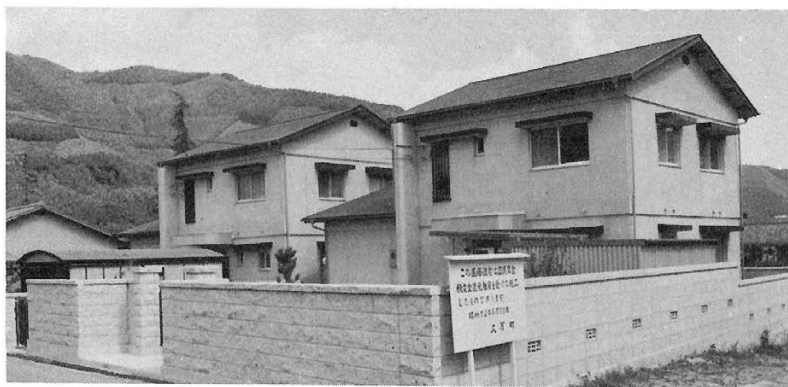


町立病院全景

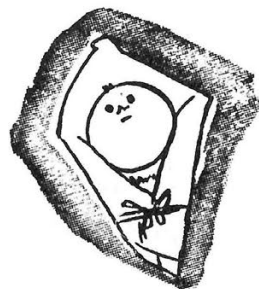


久万厚生病院開設当時の職員一同

昭和53年4月完成した病院線



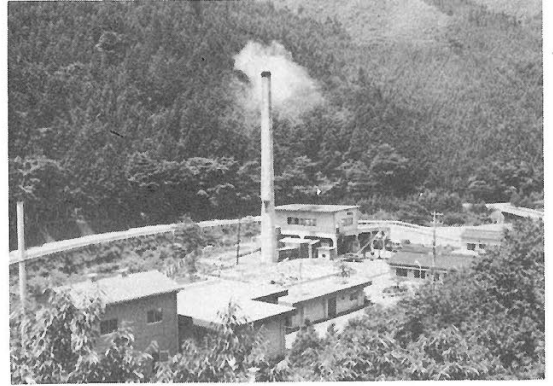
竣工した医師住宅（昭和53年6月30日竣工）



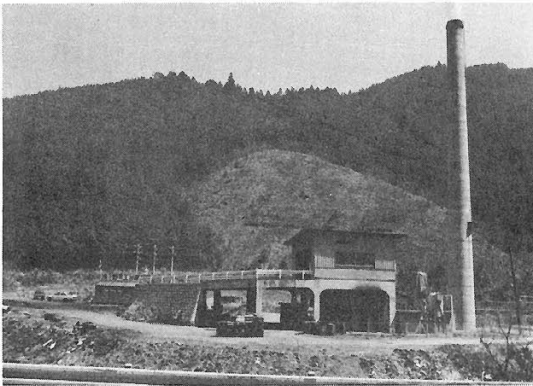
上浮穴郡生活環境事務組合



事務所



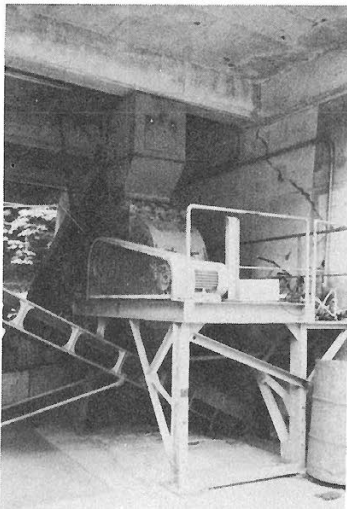
環境衛生センター全景



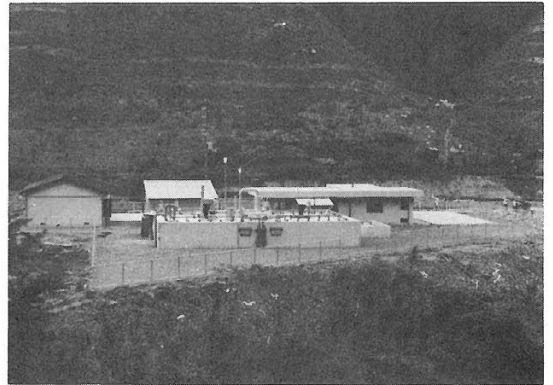
ごみ焼却施設 (昭48)



現在のし尿処理施設



現在のガラス破砕機 (昭48)



昭43年建設当時のし尿処理施設

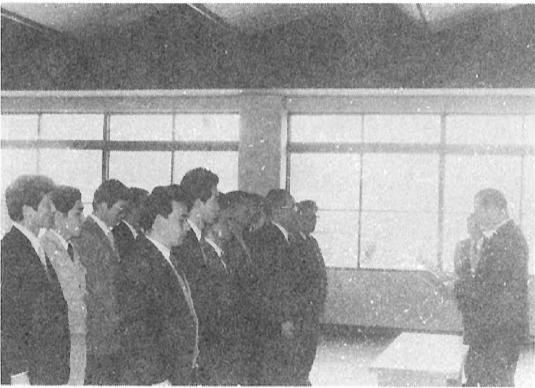
消防・救急業務



昭和46年当時民間救急車



昭51.12.10最新型救急車購入



昭51.3.29役場救急隊委嘱式



昭53.4.1消防署落成式

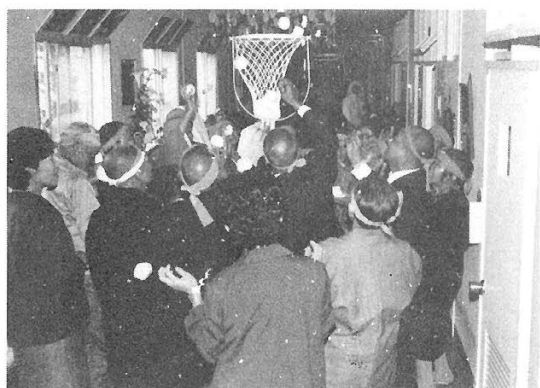


昭51.4.1役場救急業務開始



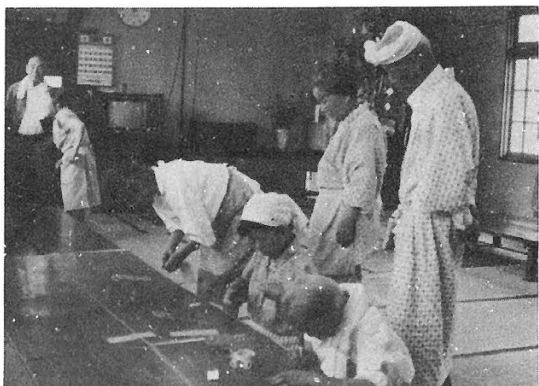
昭53.4.1上浮穴消防署落成

養護老人ホーム

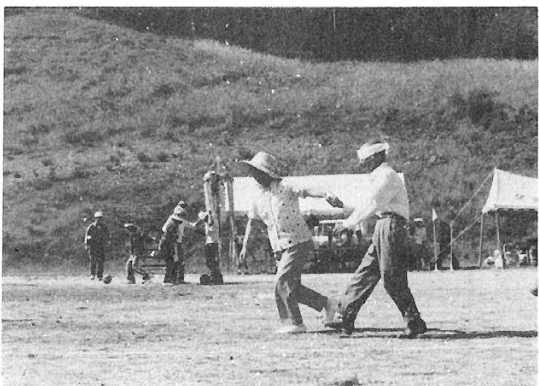


特別養護老人ホーム聖マルチンの家を訪問して（52年）

全 景



ホーム内七夕の飾り（49年）



町内の中学校より蒔の寄贈があり

久万町社会福祉関係団体レクリエーションに参加（50年）

Ⅱ 住みよい町づくり

1 戸 籍

戸籍制度の沿革

我が国の戸籍制度は、明治4年4月4日に公布され（明治5年2月1日から施行されたため明治5年式戸籍と称されている）昭和53年で107年を迎えるわけである。

その間、戸籍の形態は明治19年式戸籍、明治31年式戸籍、大正4年式戸籍を経て現行戸籍に至るといふ変遷を遂げてきた。昭和53年現在の戸籍は、昭和32年法務省令27号により昭和33年4月から同41年3月まで改製作業が行われ、更にその後数次の1部改正を経て現在に至っている。

- 1、明治5年式戸籍(明治4年4月4日太政官布告)
- 2、明治19年式戸籍(明治19年内務省令22号)
- 3、明治31年式戸籍(明治30年法律12号)
- 4、大正4年式戸籍(大正3年法律26号)
- 5、昭和53年現在の戸籍(昭和22年法律224号)

久万町における本籍人口の推移

昭和34年合併当初の本籍を有する人口は19,486人であった。昭和42年には18,902人となり、更に昭和52年には18,183人と約1,300人減少している。一方、戸籍については昭和33年には5,338戸籍であったのが昭和42年には5,855戸籍、昭和52年には6,294戸籍と逆に増加している。

年 度(昭和)	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
本籍人口(人)	19,486	19,406	19,378	19,410	19,394	19,373	19,268	19,129	18,995	18,902
本籍戸数(戸)	5,338	5,646	5,676	5,737	5,765	5,813	5,807	5,815	5,841	5,855

年 度(昭和)	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
本籍人口(人)	18,784	18,659	18,585	18,389	18,293	18,222	18,231	18,193	18,207	18,183
本籍戸数(戸)	5,876	5,888	5,933	5,963	6,023	6,083	6,163	6,222	6,256	6,294

戸籍の利用状況

戸籍は、日本国民であるという個人の身分関係を登録公証する制度として、これまで広く一

Ⅱ 住みよい町づくり

般に公開し利用に供してきた。ところが、個人のプライバシーの保護を図るため、昭和51年6月15日法律第66号によって、同年12月1日から公開について制限が加えられるようになった。

久万町における合併後の利用状況は次の通りである。

なお、昭和51年度交付件数が急減したのは、同年3月30日政令第41号で枚数制から通数制に改められたことによるものである。

戸籍謄・抄本の交付状況

年 度(昭和)	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
交付件数(件)	4,949	5,967	5,347	6,853	6,700	6,704	6,638	8,556	8,917	8,012
比率(昭和33年を100として)	100	120	108	138	135	135	134	172	180	161
交付件数の内無料分(件)	418	515	521	644	529	47	368	461	705	905

年 度(昭和)	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
交付件数(件)	7,476	7,915	7,995	8,148	7,969	7,026	6,587	7,009	3,723	3,729
比率(昭和33年を100として)	151	159	161	164	161	141	133	141	75	75
交付件数の内無料分(件)	434	542	1,163	1,038	717	642	540	533	501	517

届出事件の推移

年 度(昭和)	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
婚 姻(件)	299	301	332	306	330	332	343	332	337	332
離 婚(件)	29	28	27	15	26	14	33	35	27	34
出 生(件)	419	335	396	378	366	388	374	366	278	363
死 亡(件)	162	159	198	173	180	152	169	173	163	152
その他の届出(件)	222	181	133	93	141	148	236	193	182	173

年 度(昭和)	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
婚 姻(件)	337	349	400	420	397	407	406	349	298	298
離 婚(件)	23	29	36	29	39	40	38	49	43	45
出 生(件)	357	351	300	283	332	317	326	276	288	280
死 亡(件)	162	176	147	133	139	141	140	130	142	137
その他の届出(件)	229	197	142	158	155	186	134	133	154	131

Ⅱ 住みよい町づくり

処理事件の推移

年 度(昭和)	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
新戸籍編成(件)	854	341	149	134	134	135	137	130	130	123
戸籍全部消除(件)	196	127	110	106	107	87	143	122	104	109
違反通知(件)	6	2	1	1	3		3	2	7	6
戸籍の再製補完(件)	713		228	18	3				374	189
そ の 他 (件)		2,803	2,818	741	1,009	660	310	976	235	155

年 度(昭和)	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
新戸籍編成(件)	138	127	148	167	163	170	196	152	145	146
戸籍全部消除(件)	117	115	103	137	103	110	116	93	111	108
違反通知(件)	5	10	10	3	2	1	1	1		
戸籍の再製補完(件)	390	330	13				1		1	
そ の 他 (件)	141	49	19	21	24	15	1	3	4	5

2 住民基本台帳

住民基本台帳法は、昭和42年7月25日法律第81号、施行令は、同年9月11日政令第292号をもってそれぞれ公布され、同年11月10日から施行された。

本法は、昭和41年3月の「住民台帳制度合理化調査会」の答申の趣旨にのっとり、地方公共団体の構成員である住民の、住民としての地位の記録に関する基本法として制定されたものである。市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うことによって住民の利便をはかり、あわせて国および地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としている。なお本法の制定に伴ない住民登録簿は廃止された。

利用状況

住民基本台帳は、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、各種行政

Ⅱ 住みよい町づくり

事務の処理に資するものであるが、最近の社会、経済活動の活発化に伴い、その利用度も飛躍的に増加している。

第1表 住民登録謄本交付状況

年 度(昭和)	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
交付件数(件)	1,788	2,451	2,698	2,648	3,574	3,431	3,177	3,564	3,733	3,827
比率(昭和34年を100として)	100	137	150	148	199	191	177	199	208	214
交付件数の内無料分(件)	324	181	90	121	249	224	158	166	380	394

年 度(昭和)	44	45	46	47	48	49	50	51	52
交付件数(件)	3,679	4,303	4,436	4,336	4,343	3,965	4,115	4,076	4,893
比率(昭和34年を100として)	205	240	248	242	242	221	230	227	273
交付件数の内無料分(件)	288	701	693	331	356	327	371	406	757

第2表 諸証明交付件数

年 度(昭和)	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
交付件数(件)	5,899	6,611	6,278	6,571	7,115	7,232	7,570	8,463	8,248	8,252
比率(昭和34年を100として)	100	112	106	111	120	122	128	142	139	140

年 度(昭和)	44	45	46	47	48	49	50	51	52
交付件数(件)	8,240	8,241	8,500	8,871	8,668	7,879	8,091	8,689	10,047
比率(昭和34年を100として)	139	139	144	150	147	134	137	147	170

社会経済活動の活発化により、住民登録と同じく諸証明の交付件数も増加している。

II 住みよい町づくり

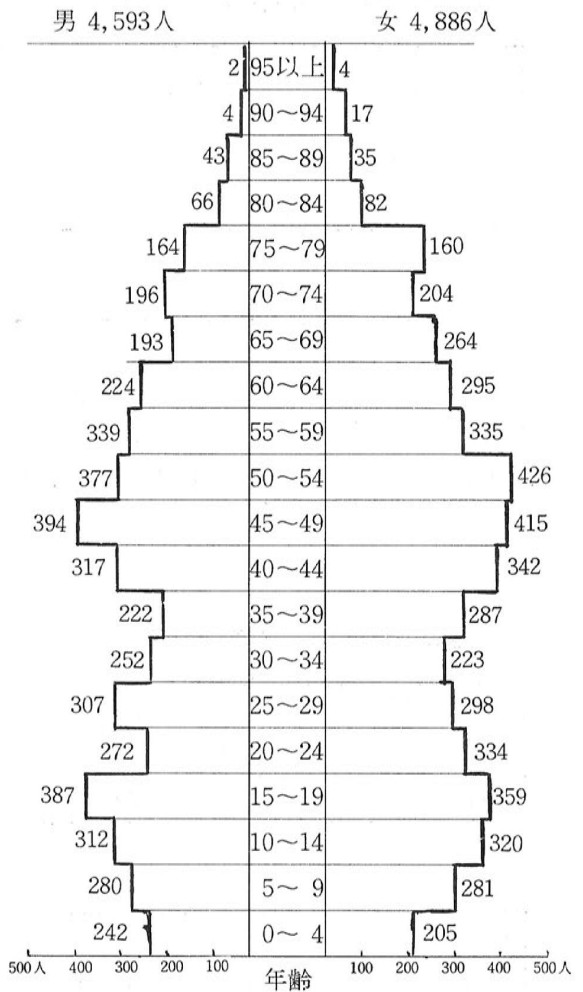
3 人口動態

久万町の人口は、昭和52年12月末日現在で9,611人である。昭和34年合併当時の14,979人に比べると、35.9%減少しており、その原因の第1は、転出者が、転入者を上回る社会的減少である。(第2表)第2の原因は、自然増加の低下である。昭和37年までは増加の傾向にあったが、その後は減少しはじめ昭和40年には66人、同50年には3人となり、同51年にはついにマイナスを示すに至った。(第3表)

このような現象の生じた原因は、人口構成で見られるように高齢者の比率が高く、若齢者の構成比が低いことにある。又、出産年令人口の転出などによって出生数も減少傾向にあり、久万町の人口階層は高齢化し過疎化の方向にあることを示している。

年令階層男女別人口構成

(昭和53年5月1日現在)



第1表 人口の推移

(12月末人口)

年（昭和）	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
住民登録人口(人)	14,979	14,600	14,266	14,167	13,546	13,112	12,779	12,253	11,895	11,336
指数(昭和34年を100として)	100	97.4	95.2	94.5	90.4	87.5	85.3	81.8	79.4	75.6
世帯数(件)	3,260	3,260	3,254	3,314	3,278	3,284	3,320	3,268	3,222	3,144

年（昭和）	44	45	46	47	48	49	50	51	52
住民登録人口(人)	11,248	10,933	10,586	10,336	10,085	9,893	9,790	9,730	9,611
指数(昭和34年を100として)	75	72.9	70.6	69	67.3	66	65.3	64.9	64.1
世帯数(件)	3,073	3,086	3,051	3,032	3,021	3,012	3,016	3,022	3,025

第2表 社会的増減

年（昭和）	34	35	36	37	38	39	40
転入(人)	380	553	585	1,157	1,016	658	580
転出(人)	734	1,069	988	1,324	1,401	1,131	952
社会的増減	△ 354	△ 516	△ 405	△ 167	△ 385	△ 473	△ 372

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
611	549	506	529	515	538	493	495	463	529	471	483
1,128	982	1,117	1,007	843	899	750	771	680	635	528	583
△ 517	△ 434	△ 611	△ 478	△ 328	△ 361	△ 257	△ 276	△ 217	△ 106	△ 57	△ 100

第3表 自然的増減

年（昭和）	34	35	36	37	38	39	40
出生(人)	289	250	220	242	226	168	187
死亡(人)	129	123	112	116	103	88	121
自然的増減	160	85	108	126	123	80	66

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
99	170	153	134	120	105	110	110	125	94	103	94
108	104	101	107	107	91	102	85	100	91	106	113
△ 9	66	52	27	13	14	8	25	25	3	△ 3	△ 19

II 住みよい町づくり

4 社会福祉

(1) 民生(児童)委員

昭和23年民生委員法が制定され民生委員が誕生した。民生委員は、生活保護法の補助機関、児童福祉法による児童委員としての役割だけでなく引揚者の援護・留守家族・遺族・母子・身障・老人などの相談援護・要援護者に対する物資の配給・各種の証明・調査の実施・各種募金の実施など、国および県・市町村の社会福祉施策の推進に努めている。

法に基づいて全国一斉に民生委員の改選が行われた。本町における合併以後の民生委員はつぎの通りである。

(昭和53年8月1日現在)

氏名	住所	就任年月日	退任年月日	氏名	住所	就任年月日	退任年月日
丸山 清一	東明神	37. 7. 1	40.11.30	吉田 操	久万町	40.12. 1	49.11.30
露口 隆市	東明神	19.12. 1	45. 6.30	土屋ヨシエ	久万町	46.12. 1	現在
棟田 満雄	東明神	37.12. 1	現在	田中 昭三	久万町	47. 9. 1	現在
金子佐々雄	東明神	45. 7. 1	現在	三浦 静子	久万町	49.12. 1	現在
正岡 侶則	西明神	34.12. 1	40.11.30	渡部 稔	久万町	52.12. 1	現在
和田 文子	西明神	40.12. 1	52.11.30	中岡トキコ	上野尻	34.12. 1	40.11.30
宇都宮道子	西明神	52.12. 1	現在	森永アヤ子	上野尻	40.12. 1	現在
大野 周一	入野	34. 9. 1	48. 5.31	長田 敏子	上野尻	45. 7. 1	52.11.30
田村 友信	入野	48. 6. 1	現在	真木 一男	上野尻	52.12. 1	現在
篠浦キクエ	久万町	34.12. 1	46.11.30	長田 登	下野尻	34.12. 1	45. 6.30
大田 松子	久万町	34.12. 1	40.11.30	正岡 義恵	菅生	31.12. 1	46.11.30
浮田 清恵	久万町	31.12. 1	40.11.30	大西 完信	菅生	7.12. 1	46.11.30
土居 章衛	久万町	34.12. 1	38.11.30	秋本 政雄	菅生	46.12. 1	52.11.30
中里カ子ヨ	久万町	38.12. 1	43.11.30	大西 利康	菅生	46.12. 1	現在
山之内正昭	久万町	40.12. 1	45. 6.30	坂口 清利	菅生	52.12. 1	現在
水谷 清一	久万町	45. 7. 1	52.11.30	福嶋来多徳	上畑野川	34.12. 1	40.11.30
土居 重喜	久万町	40.12. 1	43.11.30	名智 禾之	上畑野川	40.12. 1	52.11.30
高岡 晋作	久万町	34.12. 1	40.11.30	前島 清雄	上畑野川	40.12. 1	43.11.30
井部 仁三	久万町	43.12. 1	47. 8.31	尾花 豊	上畑野川	43.12. 1	46. 3.31
土居 エイ	久万町	43.12. 1	現在	大野サツキ	上畑野川	46. 4. 1	52. 3.31

Ⅱ 住みよい町づくり

氏名	住所	就任年月日	退任年月日	氏名	住所	就任年月日	退任年月日
青木 光子	上畑野川	52.4.1	現 在	山下 高雄	二 名	38.12.1	40.11.30
稲田 恒利	上畑野川	52.12.1	現 在	土居トシ子	二 名	34.12.1	40.11.30
小倉 種富	上畑野川	34.12.1	40.11.30	長栄 久雄	二 名	40.12.1	現 在
渡部トミエ	下畑野川	24.12.1	46.11.30	泉田トキエ	二 名	37.12.1	43.11.30
大野 好高	下畑野川	34.12.1	39.4.30	中田 緑	二 名	40.12.1	現 在
辻田 盛雄	下畑野川	39.5.1	43.11.30	土居 康男	二 名	43.12.1	47.12.31
宮西 石男	下畑野川	43.12.1	52.11.30	岡田 年江	二 名	48.1.1	現 在
日野サツキ	下畑野川	46.12.1	現 在	西岡 忠義	露 峰	34.12.1	40.11.30
名智 安市	下畑野川	52.12.1	現 在	大野 勘藏	露 峰	31.12.1	現 在
円山トシコ	直 瀬	24.12.1	46.11.30	梶井チスカ	露 峰	31.12.1	43.11.30
石丸 正助	直 瀬	31.12.1	40.11.30	田中 武雄	露 峰	40.12.1	43.11.30
菅 万太郎	直 瀬	26.12.1 35.12.1	32.11.30 現 在	恩地 義一	露 峰	43.12.1	46.11.30
大野道太郎	直 瀬	35.12.1	現 在	岡部 義信	露 峰	43.12.1	45.11.30
大野 直	直 瀬	40.12.1	49.11.30	山本 広	露 峰	45.12.1	46.11.30
菅 好包	直 瀬	46.12.1	49.11.30	梅本清治郎	露 峰	46.12.1	49.11.30
宮岡 貢	直 瀬	49.12.1	現 在	市川 実	露 峰	46.12.1	52.11.30
大野留三郎	直 瀬	49.12.1	現 在	恩地 繁	露 峰	49.12.1	現 在
岡田 元一	二 名	34.12.1	40.11.30	武田 持	露 峰	52.12.1	現 在
木村 道雄	二 名	34.12.1	現 在	脇田ハルエ	父野川	21.10.1 38.12.1	34.3.31 現 在
石田 謙一	二 名	31.12.1	38.11.30	上岡ハジメ	父野川	34.12.1	38.11.30

(2) 生活保護

生活保護法は、日本国憲法第25条（国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する）に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行いその最低限度の生活を保護するとともに、その自立を助長することを目的としている。

昭和25年生活保護法が制定されるまでは、旧生活保護法や戦前の救護法など公的救済制度はあったが、当時の保護は国民の権利として認められたものではなく、慈恵的な救済の制度であったにすぎない。ところが、今日の生活保護法は、保護を国民の権利として認め健康で文化的な最低生活を保障しているのである。

Ⅱ 住みよい町づくり

久万町における被保護者の推移

(該当月・4月)

年 度 ^(昭和)	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
保護世帯 ^(世帯)	66	71	77	80	92	97	95	86	92	91
保護人員 ^(人)	181	193	205	220	246	266	270	226	235	209
保 護 率 ^(%)	12.0	12.2	13.7	15.3	17.7	19.1	18.1	17.2	17.9	16.9

年 度 ^(昭和)	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
保護世帯 ^(世帯)	78	73	68	64	66	62	66	64	68	61
保護人員 ^(人)	165	149	138	134	125	110	114	111	137	124
保 護 率 ^(%)	13.6	13.6	13.0	13.2	12.6	11.3	12.0	11.8	14.7	13.5

(3) 老人福祉

老人福祉が社会問題として顕在化してきた背景には、人口構造の老齢化や、平均寿命の延長などに伴う老人人口の増加がある。又、時代の流れと社会生活の変化に伴って、世帯の核家族化が進み、扶養意識が減退し、老人階層が社会的に孤立化しつつあることなどがあげられる。「ひとり暮らしの老人」や「ねたきり老人」の問題をはじめ老人福祉のあらゆる問題を、個人的事情として見過ごすのではなく、社会全体の責任として受けとめ、市町村や県、国の責任において老人問題に取り組み幅広い施策がとられている。

老人は、数十年にわたり社会の進展に寄与してきた。老人は、広く敬愛され、かつ健全で安らかな生活が保障されるべきものであると同時に、老人自らも心身の健康を保持し、その知識と長年つちかってきた経験を社会に役立たせるように努めるものとして、昭和38年7月11日「老人福祉法」が制定され、昭和41年からは「敬老の日」（9月15日）が国民の祝日として制定されたのである。

老人福祉対策として、養護老人ホームへの収容保護・老人健康診断の実施・老人家庭奉仕員の設置など、あるいは満70歳以上の者に対する老人医療費の無料化は、(満75才以上昭和46年10月1日実施、満70才以上昭和47年1月1日実施、県単独事業)昭和48年1月1日法制化されたのである。又、老人大学の開設や高齢者の顕彰、老齢年金の支給(老齢福祉年金・昭和34年11月から支給、拠出制老齢年金・昭和47年4月から支給)など老人福祉対策は進展しつつある。

II 住みよい町づくり

老人クラブ

最近における家庭生活は、老後の生活を子どもに頼ることが少なく、だんだん核家族となり、子どもや孫とともに過ごす大家族主義が少なくなっている。老齢による身体の欠陥、生活手段の喪失等は孤独を生み、経済的、精神的な不安を抱く原因となる。さらに、農山村では若い働き手が都会へ流出し、ますます高齢化を早めることになる。こうした中で、としよりが集まりお互いの教養を向上させ、励まし助けあうことによって自らの生活を意義あるものにし、自らの力を社会に役立てようとして作られたのが「老人クラブ」である。町内では、昭和32年に「久万地区老人クラブ」が作られた。やがて各地区でもつぎつぎと結成され、現在では14クラブ1,123名が会員となっている。

老人クラブ結成状況

(昭和53年4月現在)

結成年月日	クラブ名	地区	初代会長名	会員数	備 考
32. 6. 4	久万としよりの会	久万・菅生	篠浦キクエ	53. 4. 1 現在	昭和51年3クラブに分かれる
32. 8. 2	畑野川としよりの会	畑野川	黒川 要		昭和48年4クラブに分かれる
33. 2. 16	上直瀬長寿会	上直瀬	高岡 宇作		昭和50年2クラブに分かれる
33. 4. 14	下直瀬としよりの会	下直瀬	光田 繁光	61	昭和39年4月に 久万町老人クラブ連 合会が結成される 初代会長 横田 重市
33. 8. 1	明神愛老会	明神・入野	鈴木 愛蔵	157	
34. 9. 15	二名明生会	二名	宮脇 潔	78	
34. 11. 3	露峰老松会	露峰・父野川	横田 重市	79	
39. 9. 5	野尻明友会	上、下野尻	大野 信之	110	
48. 9. 1	畑野川東老人クラブ	下畑野川	黒川 要	81	
48. 9. 1	畑野川西老人クラブ	下畑野川	大野 繁雄	70	
48. 9. 1	畑野川南老人クラブ	上畑野川	渡部 傳	115	
48. 9. 1	畑野川北老人クラブ	上畑野川	藤原 茂誉	57	
50. 4. 1	上直瀬南長寿会	上直瀬	大野 芳一	70	
50. 4. 1	上直瀬北長寿会	上直瀬	高岡勝太郎	53	
51. 1. 9	久万上高砂会	久万町	井部 艶子	64	
51. 1. 9	久万中高砂会	菅生	新丸 薦衛	52	
51. 1. 9	久万下高砂会	久万町	小野覚次郎	76	

Ⅱ 住みよい町づくり

敬老会

久万町の敬老会は、公民館区域を単位として地域性を生かした行事を実施している。地域婦人会・青年団・公民館が中心となり、としよりのための楽しい一日を設けている。町では、75才以上のとしよりに対して補助金を出すと共に、高齢者には記念品を贈るなど長寿を祝っている。

老人医療費

年度(昭和)	46	47	48	49	50	51	52
対象者数(人)	142	486	850	843	848	855	875
総医療費(円)	3,088,266	3,690,817	26,734,526	40,756,250	45,872,402	54,685,848	61,448,590
受診件数(件)	711	1,015	6,343	8,012	8,406	8,680	8,940
1人当たり医療費(円)	21,748	7,594	31,452	48,346	54,095	63,960	70,226

(4) 児童福祉

昭和22年12月に、児童福祉法が制定され、児童に対する正しい観念を確立しすべての児童の幸福をはかるために、児童憲章の宣言が行われた。

その総則では、

- (1) 児童の基本的な人権が尊重され、その成長が確保されなければならない。
- (2) 児童は、社会の一員として重んぜられ指導されなければならない。
- (3) 児童は、よい環境で育成されなければならない。

とうたわれている。こうして、国および県・市町村は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成しなければならなくなったのである。

久万保育園

昭和25年5月5日、久万町本町の佐伯操が自宅2間(20畳)で「子どもの家」を開設し、託児事業をはじめたのが久万保育園の前身である。その後、昭和27年4月住安町の日本キリスト教団久万教会へ移った。さらに、昭和29年10月福井町に新しい久万保育園舎を建てた。そして昭和30年4月1日より久万町で唯一の児童福祉法による保育園として、厚生省の認可を受け保育事業を開始したのである。

久万保育園沿革

- 昭和25年5月5日 久万町本町、佐伯操が自宅で託児をはじめ。児童数24名
- 昭和27年4月1日 久万町住安町、日本キリスト教団久万教会へ託児所が移る。
- 昭和30年2月10日 久万保育園として厚生省の認可を受ける。設置者 宗教法人日本キリスト教団久万教会（久万町福井町）定員57名、園長 宇都宮音吉
- 昭和30年4月1日 保育事業開始、児童数57名、保母4名
- 昭和39年4月1日 定員60名に増員、園長 佐伯操となる。
- 昭和49年5月1日 園長 白川京子となる。保母7名に増員される。
- 昭和50年4月1日 定員75名、保母8名に増員される。

へき地保育所

山間へき地の恵まれない児童のために、へき地保育所がつぎつぎと設置された。設置状況は下記の通りである。

- 昭和37年10月1日 久万町大字二名に、二名へき地保育所が設置される。定員35名
- 昭和39年4月1日 久万町大字東明神に、明神へき地保育所が設置される。定員45名
- 昭和40年10月1日 久万町大字直瀬に、直瀬へき地保育所が設置される。定員50名
- 昭和41年4月1日 久万町大字露峰に、露峰へき地保育所が設置される。定員50名
- 昭和42年4月1日 久万町大字上畑野川に、畑野川へき地保育所が設置される。定員50名

昭和53年4月1日から、直瀬へき地保育所・畑野川へき地保育所・明神へき地保育所が幼稚園となる。

児童遊園地

児童を危険な場所から守り、健全な遊び場を与えることは大人の義務である。町内各地に子供たちの楽しい遊び場として、昭和36年頃から「児童遊園地」「ちびっこ広場」などが設置された。

児童遊園地とその施設

児童遊園地の名称	場 所	面 積	遊具数	児童遊園地の名称	場 所	面 積	遊具数
明神児童遊園地	東明神	400.00㎡	6点	上直瀬児童遊園地	直 瀬	600.00㎡	6点
新開、梶山児童遊園地	入 野	115.70	5	五社神社ちびっこ広場	直 瀬	99.17	3

II 住みよい町づくり

児童遊園地の名称	場 所	面 積	遊具数	児童遊園地の名称	場 所	面 積	遊具数
春日台ちびっこ広場	入 野	320.00 ^m	4 点	直瀬中組ちびっこ広場	直 瀬	60.00 ^m	4 点
入野館ちびっこ広場	入 野	55.00	3	直瀬段児童遊園地	直 瀬	600.00	5
旭ヶ丘ちびっこ広場	久万町	90.00	5	永徳児童遊園地	二 名	582.00	6
笛ヶ滝児童遊園地	久万町	600.00	5	帯石ちびっこ広場	二 名	55.00	4
野尻児童遊園地	上野尻	545.45	5	二名児童遊園地	二 名	500.00	6
上野尻ちびっこ広場	上野尻	60.00	4	落合児童遊園地	露 峰	610.00	6
中央児童遊園地	菅 生	1,652.89	6	露峰児童遊園地	露 峰	500.00	6
畑野川児童遊園地	上畑野川	400.00	6	中村ちびっこ広場	露 峰	50.00	4
住吉児童遊園地	下畑野川	525.00	5	合 計 (21ヶ所)		8,420.21	

(5) 母子福祉

母子福祉対策要綱が昭和24年に決定され、福祉事務所に母子相談員が置かれ母子家庭の相談指導に当たってきた。

昭和34年11月から国民年金法で支給される母子年金（父親と死別した母子家庭）昭和37年1月からは児童扶養手当（父親と離別した母子家庭）の支給、昭和49年10月からは母子医療の無料、その他母子福祉資金の貸付事業、母子福祉会の育成などにより母子家庭の生活の安定向上がはかれることになった。

久万町母子福祉会の歩み

昭和30年4月1日に、久万町婦人更生会として戦争未亡人を中心とした組織が生まれた。その後、町村合併に伴い名称を久万町母子福祉会とあらため、現在に至っている。

母子福祉会会長名簿

氏 名	住 所	就任年月日	退任年月日	備 考	氏 名	住 所	就任年月日	退任年月日	備 考
宇都宮春三	西明神	34. 4. 1	36. 3. 31	初代会長	榊井チスカ	露 峰	42. 4. 1	44.3 .31	3代会長
篠浦キクエ	久万町	36. 4. 1	42. 3. 31	2代会長	高門 頼子	東明神	44. 4. 1	現在	4代会長

母子家庭医療費給付状況

年度（昭和）	49	50	51	52
対 象 者 数(人)	111	111	68	68
総 医 療 費(円)	0	78,020	2,160,830	16,300
受 給 件 数(件)	0	2	12	1
1 人 当 たり 医 療 費(円)	0	39,010	180,069	16,300

(6) 身体障害者福祉

昭和24年12月に身体障害者福祉法が制定され、身体に障害があり、正常な社会生活を営む能力に欠ける身体障害者の更生のために必要な措置がとられている。昭和34年11月から障害年金の支給、昭和39年9月から特別児童扶養手当（未成年の障害児対象）の支給、昭和50年10月から福祉手当（在宅重度心身障害者（児）対象）、昭和49年4月から重度心身障害者（児）医療費の無料化など行政が行う事業と、自らが更生のために努力し社会に貢献しようとする組織として、身体障害者福祉会が昭和42年2月に結成された。

久万町身体障害者福祉会会長名簿

氏名	住所	就任年月日	退任年月日	会員数	氏名	住所	就任年月日	退任年月日	会員数
大野輝光	直瀬	42. 2. 1	48. 3. 31	178名	大野輝光	直瀬	51. 4. 1	52. 3. 31	210名
宮岡岩吉	久万町	48. 4. 1	51. 3. 31	190	日野彰雄	下畑野川	52. 4. 1	現在	240

福祉手当支給状況

(昭和50年10月支給開始)

年度(昭和)	50	51	52
対象者数 (人)	30	42	44
支払金額 (円)	736,000	2,289,000	2,853,000

重度心身障害者(児)医療費給付状況

年度(昭和)	49	50	51	52
対象者数(人)	77	76	72	60
総医療費(円)	5,514,040	9,845,750	36,339,780	23,523,650
支給件数(件)	148	291	417	403
1人当たり医療費(円)	37,257	33,834	87,145	58,371

5 社会福祉協議会

(1) 沿革

久万町で社会福祉事業を行う唯一の民間団体として、昭和29年10月1日久万町（旧久万町）社会福祉協議会が設立された。続いて旧川瀬村や旧父二峰村にも設立された。

昭和34年3月30日、3か町村の合併により、同年8月27日統合して久万町社会福祉協議会が誕生した。

その後、昭和40年頃から法人化の気運が全国的に高まり、久万町でも昭和42年11月8日に開催された第1回久万町社会福祉大会を契機に、関係者で検討を重ねた結果、昭和43年7月1日社会福祉法人として発足した。

社会福祉協議会の活動は、福祉行政施策と相まって、関係団体と地域住民の総参加により、あらゆる福祉問題と取り組み、自主的福祉活動を組織的に推進し、地域の福祉増進をはかることを目的としている。いわば、行政と団体並びに住民とのパイプ役を果たすとともに、住民の相談相手の役割も果たしており、国庫補助で福祉活動専門員が1名配置されている。

役職員は、久万町社会福祉協議会の定款により、理事15名、監事2名、評議員33名が役員となって会の運営をしている。職員については、久万町町民福祉課長が常務理事となって事務局長を兼務しているほか、福祉活動専門員1名、事務職員1名、老人家庭奉仕員（ホームヘルパー）2名の計5名があてられている。

法人化以後の役職員は次のとおりである。

久万町社会福祉協議会役職員名簿（昭和53年8月1日現在）

氏名	住所	就任年月日	退任年月日	備考	氏名	住所	就任年月日	退任年月日	備考
大西 完信	菅 生	43. 7. 1	現 在	理事	長田 登	下野尻	43. 7. 1	45. 6. 30	理事
神野 寅雄	久 万	43. 7. 1	現 在	理事	田中 武雄	露 峰	43. 7. 1	48. 4. 13	理事
棟田 満雄	東明神	43. 7. 1	現 在	理事	渡部トミエ	下畑野川	43. 7. 1	48. 4. 13	理事
小椋 秀雄	久 万	43. 7. 1	現 在	理事	西岡 忠義	露 峰	43. 7. 1	51. 4. 18	理事
菅 万太郎	直 瀬	43. 7. 1	現 在	理事	長田 敏子	上野尻	45. 7. 1	49. 4. 8	理事
円山トシ子	直 瀬	43. 7. 1	現 在	理事	河野 修	上野尻	48. 4. 14	50. 3. 31	理事
木村 道雄	二 名	43. 7. 1	現 在	理事	大野美奈夫	上畑野川	48. 4. 14	現 在	理事
大野 勘蔵	露 峰	43. 7. 1	現 在	理事	森永アヤ子	上野尻	49. 4. 9	現 在	理事

Ⅱ 住みよい町づくり

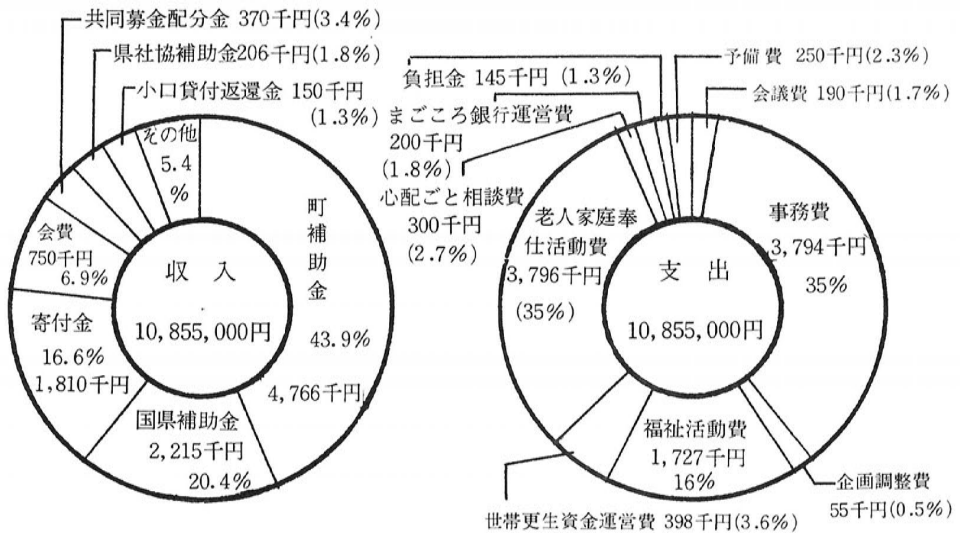
氏名	住所	就任年月日	退任年月日	備考	氏名	住所	就任年月日	退任年月日	備考
川崎 博規	二名	50. 4. 1	現在	理事	河野 修	上野尻	43. 7. 1	48. 4. 13	監事
横田 重市	露峰	50. 4. 1	現在	理事	尾花 進	上畑野川	48. 4. 14	現在	監事
田村 友信	入野	50. 4. 1	現在	理事	国越 喜好	上野尻	43. 7. 1	45. 3. 31	福祉活動 専門員
正岡 豊	久万	51. 4. 19	52. 4. 25	理事	山本 進	露峰	45. 4. 1	46. 1. 31	福祉活動 専門員
上沖 健市	入野	52. 4. 26	現在	理事	国政 主山	下畑野川	46. 2. 1	現在	福祉活動 専門員
山口伊佐雄	久万	43. 7. 1	44. 4. 13	理事	岡本 玲子	久万	43. 7. 1	44. 8. 31	事務職員
三好 雅	東明神	44. 4. 14	46. 6. 18	理事	片山佐代子	東明神	51. 5. 19	現在	事務職員
松本 光輝	下畑野川	46. 6. 19	現在	理事	永嶋 敦子	久万	46. 7. 1	現在	ヘルパー
田坂 謙融	久万	43. 7. 1	現在	監事	河野ヒロ子	父野川	48. 4. 1	現在	ヘルパー

社会福祉協議会の予算

(単位千円)

昭和43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年
1,143	1,342	1,786	2,183	4,944	7,164	8,431	9,828	10,180	14,455

昭和53年度収入支出予算内訳



II 住みよい町づくり

(2) 全戸会員運動

久万町社会福祉協議会が全戸会員運動を推進するねらいは、会費を納めていただくことにより、活動に必要な財源を確保すると共に、全住民の連帯意識を高め、社会福祉事業への参加を促し、関係機関、団体と共に地域の福祉問題を解決していくことにあり、この運動は全国の法人社協でも実施されている。久万町では、昭和42年11月8日久万小学校講堂で開催された第1回久万町社会福祉大会での決議に基づき、翌43年7月1日法人化以来毎年実施している。

この運動の会費の額は、当初一般会員が1口100円、特別会員は2口以上ということであったが、その後、昭和48年度より200円と300円以上に、さらに、昭和51年度より300円と500円以上となり現在に至っている。

年度別社協会員の納入状況

年度	会員別	納入戸数	口数	納入金額(円)	備考	年度	会員別	納入戸数	口数	納入金額(円)	備考
(昭和)43	一般	1,944	1,934	193,570		48	一般	1,698	1,698	339,600	
	特別	41	55	11,000			特別	133	136	41,000	
	計	1,985	1,989	204,570			計	1,831	1,834	380,600	
44	一般	1,959	1,959	195,900		49	一般	2,349	2,329	465,900	
	特別	50	66	13,200			特別	130	136	41,000	
	計	2,009	2,025	209,100			計	2,479	2,465	506,900	
45	一般	2,023	2,023	202,300		50	一般	2,225	2,256	451,200	
	特別	128	171	34,200			特別	105	107	32,200	
	計	2,151	2,194	236,500			計	2,330	2,363	483,400	
46	一般	1,812	1,812	181,230		51	一般	2,132	2,170	650,900	
	特別	103	114	22,800			特別	116	116	58,000	
	計	1,915	1,926	204,030			計	2,248	2,286	708,900	
47	一般	1,609	1,620	162,000		52	一般	2,210	2,209	662,500	
	特別	126	124	24,900			特別	118	122	60,600	
	計	1,735	1,744	186,900			計	2,328	2,331	723,100	

(3) 世帯更生資金貸付制度

この制度は、低所得世帯や身体障害者世帯に対し、生業を営むための生業費、世帯主又は家族が入院した場合等の療養費、及び住宅改修費など用途に応じた8種類の資金を低利又は無利子で貸付けると共に、民生児童委員による必要な援助指導を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的としている。運営は愛媛県社会福祉協議会が行っている。窓口である久万町の社協が申込書を受付けると、審査をして郡、県社協に送り、毎月1回の審査会にかけられた上で貸付を決定している。

昭和33年度以後の世帯更生資金利用の状況は次の通りである。

(昭53. 8. 1現在)

種別	更生資金	住宅資金	身障資金	修学資金	療養資金	災害援護資金	計
貸付件数(件)	40	47	10	4	10	10	121
貸付金額(円)	6,475,000	7,890,000	2,755,000	445,000	344,000	950,000	18,859,000
償還件数(件)	36	45	8	2	10	9	110
償還金額(円)	4,797,000	6,240,000	1,675,000	123,000	344,000	850,000	14,029,000

(4) 小口資金貸付制度

久万町社会福祉協議会が運営しており、香典返しの寄付金等まごころ銀行預託金を財源として、1口5万円を限度に貸付を行っている。

この資金の貸付対象世帯は、(3)の世帯更生資金の場合と同じく、低所得階層であって、自立更生上この資金を借り入れることによって、応急的に生業資金もしくは生活資金として役立たせ、一時的生計の調整に利用するものである。地区担当の民生児童委員が必要と認めたものがその対象となる。

昭和36年度以降の貸付件数は昭和53年8月1日現在 132件、金額にして2,487,000円であり、126件、2,179,000円の償還を完了している。

(5) 奨学金制度

昭和39年から低所得者子弟の就学援助のために規程を設け、毎年3名程度を高等学校長の推薦により、役員会で奨学生を決定し、月額500円を支給している。

なお、支給額はその後1,000円(45年) 1,200円(49年) 1,500円(50年)となり、51年より月額2,000円を11名に支給している。

Ⅱ 住みよい町づくり

(6) 老人家庭奉仕員派遣活動

老人家庭奉仕員（ホームヘルパー）は、老人福祉法第12条により全市町村に設置されているが、久万町では、昭和46年7月より永嶋敦子ヘルパーを、さらに昭和48年4月からもう1名増員して河野ヒロ子ヘルパーを奉仕員として採用し、社会福祉協議会に委託設置した。

この2人の採用に伴い、ヘルパー活動専用のオートバイ1台と普通ライトバン（老人福祉巡回車）1台を町費で購入し、老人家庭奉仕事業を推進している。

永嶋ヘルパーは、ねたきり老人を主として入野・久万・野尻地区の老人宅を老人福祉巡回オートバイで訪問し、食事、洗濯、掃除、買物等の世話をしている。また河野ヘルパーは、町内全域の独居老人を中心に、火曜日は川瀬、木曜日は父二峰、金曜日は久万地区を老人福祉巡回車で訪問し、お年寄りの相談相手になったり、家事の世話などを行っている。

(7) 老人福祉備品貸付業務

ねたきり老人に対しては特殊ベッド、車椅子を、また、独居老人にはインターホン、ホームサイレン、ブザーなどの貸出しを行っている。

(8) 移動浴槽業務

ねたきりなど自分で入浴できない老人のために、愛媛県社会福祉事業団が運営している移動浴槽車「いこい号」による入浴サービスを行っている。

久万町社協にもプロパンガス、瞬間湯沸し器、ポリバスを設備しているが、屋内でしか入浴できないために使用回数が少ないのが現状である。

(9) 心配ごと相談業務

久万町心配ごと相談所は、昭和36年菅生山大宝寺で開設されたのがはじまりで、専任相談員として、住職であり、民生委員、人権擁護委員、調停委員でもあった大西完信現久万町社協会長が担当し、毎月1日と15日に相談所を開設していた。

その後、相談所の開設が毎週1回以上に改められたことにより、相談所を役場職員寮（現自然休養村センター）に昭和48年度から移されたが、現在も、大宝寺に行く人は少なくない。

昭和53年度になって、自然休養村センター建設のため、職員寮が取りこわされたので、町民館に移され、愛媛弁護士会の菅原辰二弁護士による法律相談を年4回、法務局と人権擁護委員による人権法律相談を毎月20日に行い、民生児童委員は、それぞれの担当地区内で相談活動を続けている。

(10) 人権擁護活動

昭和51年度久万町が法務局から「人権擁護モデル地区」の指定を受けたことにより、同年4月19日久万町人権擁護推進協議会（会長河野修町長）が結成された。

推進事業の内容は、住民に対する人権思想の啓発にあり、久万町では次の事業を行った。

- イ、毎月20日に人権法律相談所を開設（相談員は法務局職員と地元の人権擁護委員）
- ロ、立看板の設置（新春日台入口、落合南端の国道沿い、峠御堂の3か所）
- ハ、小中学生を対象にした書道（小学生）、作文（中学生）の募集と入選者の表彰（同年12月10日）
- ニ、人権意識調査（住民300世帯を対象にしたアンケート調査の実施）
- ホ、町内4中学校で講演と映画会（久万中には黒田英雄、畑中と直中は尾花進、父二峰中は恩地義一の各人権擁護委員が講師となる。）の実施
- ヘ、その他

(11) 共同募金運動

国民の助け合い精神を高揚するために、昭和22年から全国的規模で共同募金運動が始められた。

社会福祉事業法の公布施行により、久万町でも社会福祉協議会ができ、公私共に社会福祉事業が活発に行れるようになり、共同募金運動も積極的に推進されるようになった。

昭和34年10月より、久万町共同募金実施委員会（会長・日野泰）が結成され、嘱託員に共同募金実施委員を委嘱し、戸別募金が実施されるようになった。

昭和46年頃から、金融機関、学校、県、町職員等に対してバッチ募金も行われ、戸別募金の実績と合わせると、目標額を超える成果をあげるようになった。

共同募金運動期間は、10月1日より12月31日までと定められているが、12月1日からは、「みんなで明るいお正月」をスローガンとして、「歳末助け合い運動」が展開されるため、実際の運動期間は、11月末日までとなっている。

年度別共同募金、歳末助け合い募金の実績

年度	共同募金			歳末助け合い募金		
	目標額	実績額	達成率	一般義援金	配分金額	備考
昭和52	461,100(円)	608,185(円)	131.1(%)	591,199(円)	784,000(円)	195名、10施設に配分
〳 51	436,000	571,495	131.0	488,410	1,177,000	310名、11施設に、町扶助55万円
〳 50	346,000	484,498	139.9	517,958	1,324,000	263名、8施設に、町扶助50万円
〳 49	352,000	465,700	132.3	503,949	1,069,000	385名、18施設に、町扶助485千円
〳 48	315,000	355,950	113.0	459,931	840,000	244名、7施設に、町扶助50万円
〳 47	323,000	346,680	107.3	275,742	238,000	252名、26施設に配分

6 国民年金

国民年金制度は、老齢・廃疾又は死亡などに対して必要な年金を支給し、国民生活の安定を図ることを目的として、昭和34年4月16日に制定された。

国民年金は大きく分けて、保険料を納めて年金を受ける拠出年金と、制度が発足した時すでに高齢であった人や、拠出制年金の受給資格ができる前に障害者や母子家庭になった人のために全額国の負担によって年金を支給する福祉年金の二つに分かれる。

(1) 拠出年金

老齢・廃疾・死亡に備えるため、被保険者があらかじめ保険料を積み立てる拠出制が国民年金の基本で、社会保険方式をとっている。久万町では、昭和35年度に部落単位で国民年金説明会を実施して加入促進に努めた。昭和36年4月から全国一斉に保険料の収納が始まり国民皆年金時代を迎え、いずれかの年金に加入するようになった。国民年金に加入できる者は、公的年金加入者（会社などに勤めているサラリーマンで、厚生年金に加入している者、役所などに勤めている共済組合員の者）以外のつぎの職業に従事する者である。

- イ、農業・林業・漁業に従事する者
- ロ、個人経営の商業・サービス業などに従事する者
- ハ、開業している医師・歯科医師・薬剤師
- ニ、弁護士・会計士・税理士・芸術家
- ホ、日雇労働者・無職者
- ヘ、これらの人の配偶者・従業員など

保険料の推移

(1ヶ月分)

区 分	36年 4月から	42年 1月から	44年 1月から	45年 7月から	47年 7月から	49年 1月から	50年 1月から	51年 4月から	52年 4月から	53年 4月から
35才未満(円)	100	200	250	450	550	900	1,100	1,400	2,200	2,730
35才以上(円)	150	250	300							

国民年金保険料収納・検認状況

年度(昭和)	36	37	38	39	40	41	42	43
収納金額(円)	3,996,000	4,220,060	4,688,070	5,516,810	5,852,630	7,238,920	10,609,140	10,048,700
検認率%	86.8	81.5	86.8	95.4	99.4	101.1	100.7	100.1

44	45	46	47	48	49	50	51	52
13,280,760	19,911,330	21,618,100	24,391,740	29,094,350	42,221,960	48,476,700	57,343,420	88,227,120
101.2	100.7	100.6	99.9	100.4	99.9	100.2	101.3	101.0

拠出年金受給状況

種別 年度	障害年金		母子年金		寡婦年金		遺児年金		老齢年金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和 37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	0	0	1	28,800	0	0	0	0	0	0
39	0	0	6	144,000	0	0	0	0	0	0
40	1	30,000	12	278,400	0	0	0	0	0	0
41	2	132,000	15	890,400	0	0	0	0	0	0
42	3	216,000	20	1,161,600	0	0	0	0	0	0
43	8	552,000	26	1,521,600	0	0	4	69,600	0	0
44	(a) 11	756,000	25	1,490,400	0	0	8	139,200	0	0
45	(8) 11	1,248,000	27	2,587,200	0	0	5	369,600	0	0
46	(9) 12	1,368,000	25	2,404,800	1	20,640	4	278,400	0	0
47	(12) 17	(1,442,480) 1,886,320	29	3,089,080	3	129,000	5	554,800	(1) 62	(28,000) 3,388,967
48	(16) 22	(4,800,000) 6,240,000	28	6,955,200	6	324,400	4	729,600	99	13,646,118
49	(17) 25	(5,921,100) 8,150,000	28	8,013,120	9	522,454	4	845,520	254	34,917,717
50	(16) 23	(6,792,000) 9,169,200	34	11,781,600	12	849,000	3	668,800	502	83,479,589
51	(21) 31	(10,395,000) 14,355,000	34	14,001,600	12	1,012,900	2	420,000	656	128,037,200
52	(22) 33	(11,913,000) 16,678,200	33	14,684,400	11	1,016,200	1	433,200	805	170,410,500

障害は1級分再掲、老齢は支給停止分再掲

Ⅱ 住みよい町づくり

(2) 福祉年金

福祉年金は、国民年金の発足当時すでに老齢や障害の状態にあった人や、拠出制の被保険者期間が短いため拠出制年金を受けることのできない人などに昭和34年11月から支給されている。

福祉年金額の改正経過

改正年度(昭和)	種別	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
34年	11月分から	12,000 円	18,000 円	12,000 円	12,000 円
37年	5月分から	12,000	18,000	12,000	12,000
38年	9月分から	13,200	21,600	15,600	15,600
40年	9月分から	15,600	24,000	18,000	18,000
42年	1月分から	18,000	26,400	20,400	20,400
43年	1月分から	19,200	30,000	24,000	24,000
43年	10月分から	20,400	32,400	26,400	26,400
44年	10月分から	21,600	34,800	28,800	28,800
45年	10月分から	24,000	37,200	31,200	31,200
46年	11月分から	27,600	40,800	34,800	34,800
47年	10月分から	39,600	60,000	51,600	51,600
48年	10月分から	60,000	90,000	78,000	78,000
49年	9月分から	90,000	135,600	117,600	117,600
50年	10月分から	144,000	216,000	187,200	187,200
51年	10月分から	162,000	243,600	211,200	211,200
52年	8月分から	180,000	270,000	234,000	234,000
53年	8月分から	198,000	297,600	258,000	258,000

※但し、母子・準母子福祉年金は子供二人目から加算額2,400円、昭和37年5月から4,800円
 昭和49年1月から子供二人目から加算額9,600円、三人目から4,800円
 昭和51年10月から子供二人目から加算額24,000円、三人目から4,800円

福祉年金受給者状況

種別 年度(昭和)	老 齡	障 害	母 子	準母子	合計件数	支払金額
	福祉年金 件	福祉年金 件	福祉年金 件	福祉年金 件		
34					554 ^件	2,175,961 ^円
35	496	60	58	0	614	7,770,841
36	494	64	59	0	617	6,731,853
37	595	62	58	0	715	7,163,080
38	566	51	50	0	667	7,930,479
39	641	55	37	0	733	8,858,344
40	637	64	27	0	728	19,626,347
41	626	71	19	0	716	10,707,273
42	638	77	17	0	732	13,071,658
43	642	77	13	0	732	13,707,826
44	668	83	7	0	758	14,743,273
45	748	87	4	0	839	16,942,386
46	783	89	4	0	876	19,331,135
47	802	85	2	0	889	25,982,099
48	959	83	0	0	1,042	38,776,806
49	904	91	0	0	995	67,640,219
50	839	95	0	0	934	97,337,322
51	773	95	0	0	868	133,949,865
52	713	98	0	0	811	132,185,968

7 国民健康保険

(1) 沿 革

国保制度は、一般住民を対象として病気、けが、不慮の事故に供え、相互扶助の精神に基づき保険給付を行う制度として生れ、昭和13年の国保法の制定以来医療の普及で保健の向上、生活の安定に資するため、地方の実情に応じた任意事業運営にまかされる。昭和23年には市町村公営の体制に切り換えられ、財政の健全化、給付内容の充実改善、国の財政援助の強化が図られた。

昭和32年国民皆保険が策定されて、被用者保険（健保）と、国民健康保険の二本建で実行された。国民健康保険は、市町村の義務的事業となり国の責任分野も明確化された。当初は世帯主、世帯員ともに5割給付であったが、昭和38年度より世帯主のみ7割給付、昭和40年1月より世帯員も7割給付が実施されるようになった。昭和40年に入り福祉政策の高揚から、昭和46年10月老人医療の無料化（県単）、昭和48年1月から法制化、昭和48年4月零歳児医療の無料化（県単）、昭和49年4月重度心身障害者医療の無料化（県単）、昭和49年10月母子家庭医療の無料化（県単）当初は入院だけであったものが、昭和53年4月より入院外も対象となる。

このような福祉医療の充実の中で、昭和49年10月から高額療養費支給制度の実施、又昭和52年10月より、低所得者層の救済措置として高額療養費貸付制度を設け、昭和53年1月より、県下一斉に実施している。

このような社会保障制度の医療費増嵩は、国保財政に大きく影響するようになった。さらに生活環境の整備による交通網の整備、医療技術の進歩、医療知識の普及などによって、医療費に占める割合は高く、昭和34年当初1人当たり医療費2,854円であったものが、昭和52年度には78,327円と27.44倍と驚異的な上昇をみせている。福祉医療の充実とともに医療保険の財政難から、保健医療の基本的改正が必要視され、社会保障審議会に於て昭和54年度を目標に検討されている。

医療費の増加要因（受診率）

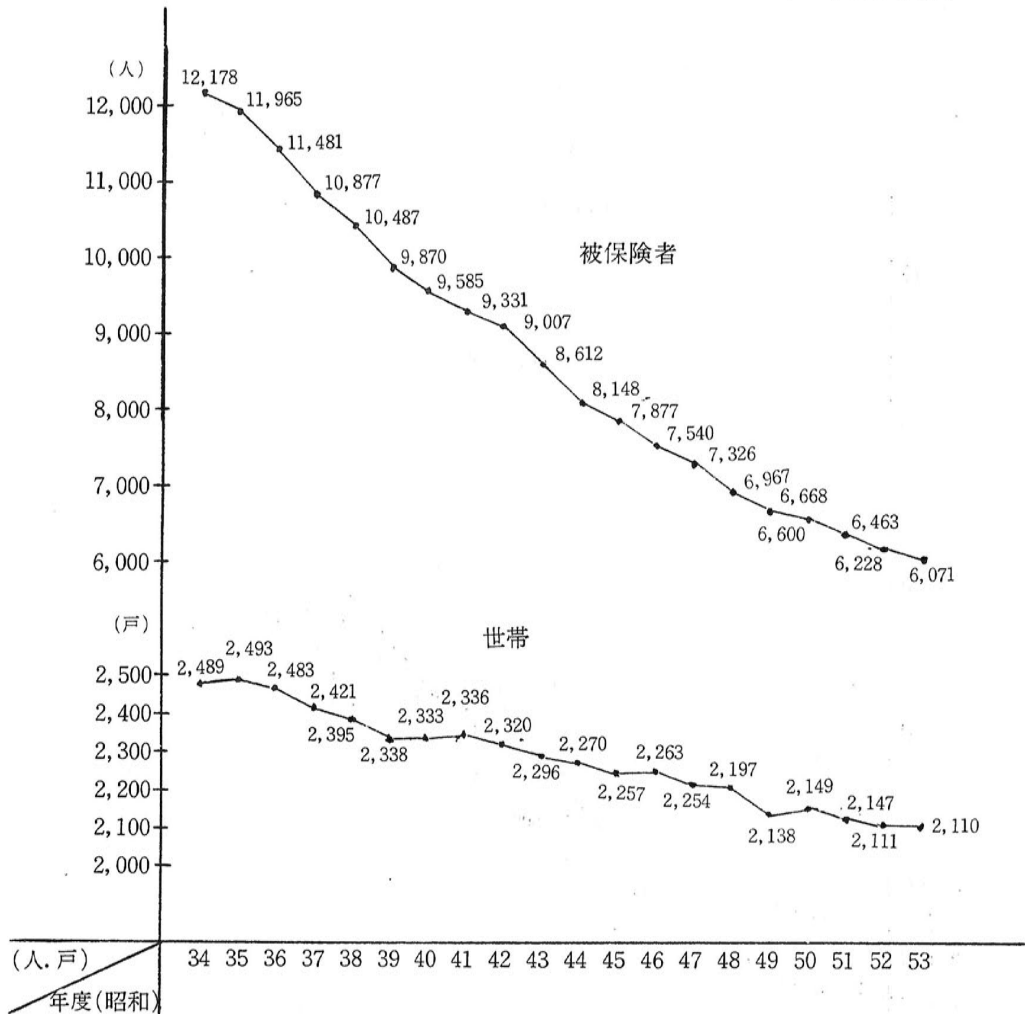
- ① 医療知識の向上
- ② 交通機関の発達
- ③ 医療機関やベッドの増加
- ④ 生活水準の向上
- ⑤ 給付率の引上げ

1人当たり費用額の増加要因

- ① 医学薬学の進歩により高度の医療が可能となる。
- ② 医療品使用の増加及び高額化
- ③ 検査の多様化及び高度化
- ④ 病類の変化（費用の嵩む病気が多くなってくる。）
- ⑤ 給付率の引上げによる波及影響

第1表 世帯主・被保険者の移行

(53年度は推計)

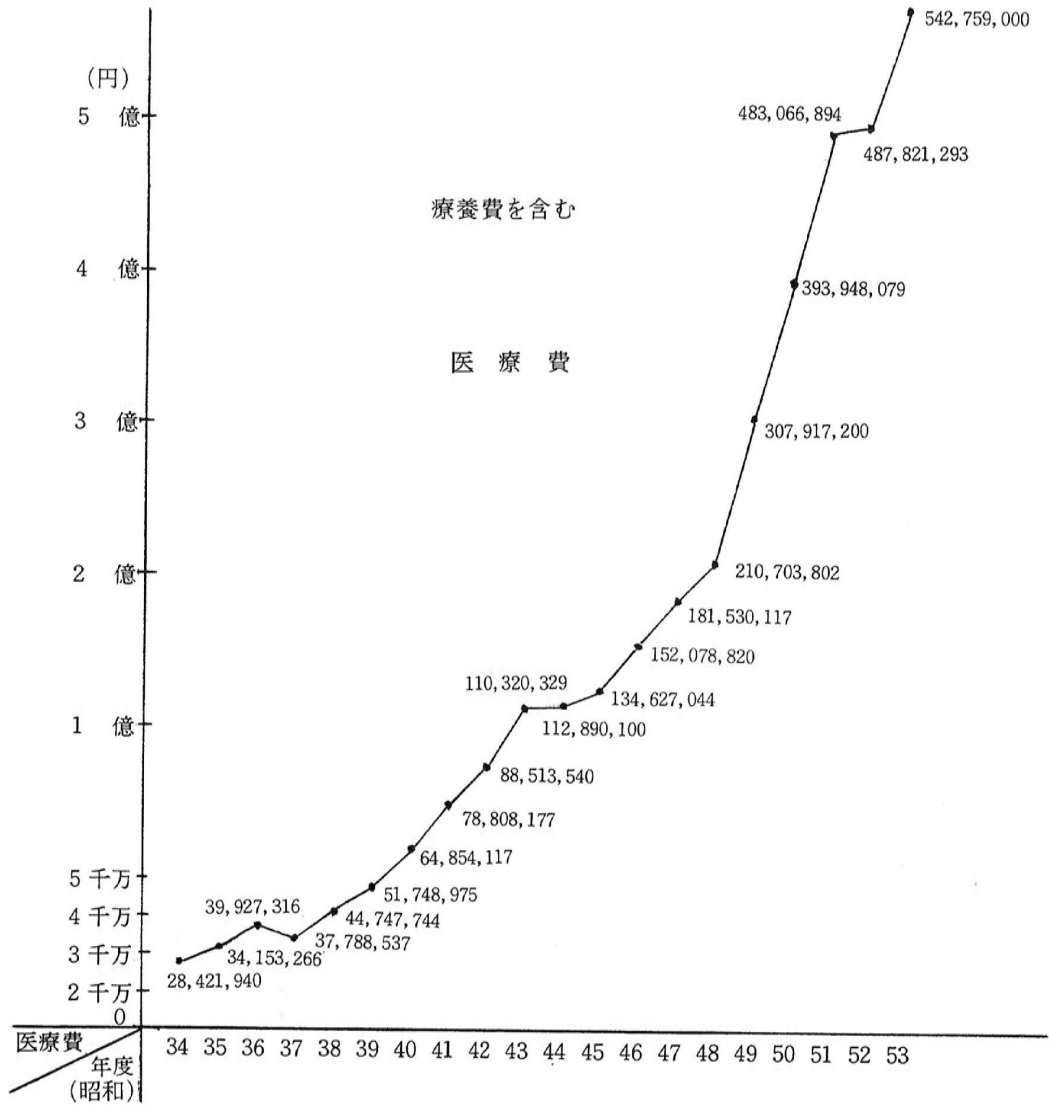


世帯をみると合併当初より 378世帯の減少となっている。昭和36年前後の海外移住、昭和48年国道33号線の改修工事の終了、経済上昇のなかにあつて、核家族化の進む傍ら家族ぐるみの都市流出並びに社会保険への加入が促進されたことによるものであろう。

被保険者をみると2分の1以下となっている。昭和30年以後、半農山村型農業機械化の導入と、農家経済のアンバランスから、農家の二・三男対策が叫ばれ、三ちゃん農業への移行と、都市中心の重化学工業の発達によって、農山村の労働力を都市に吸収されたことが、被保険者の減少の原因と考えられる。また生産性の高い人々が社会保険に加入、老人婦女子、若齢層が国保被保険者に残る傾向にあつたためであらう。

第2表 医療費の推移

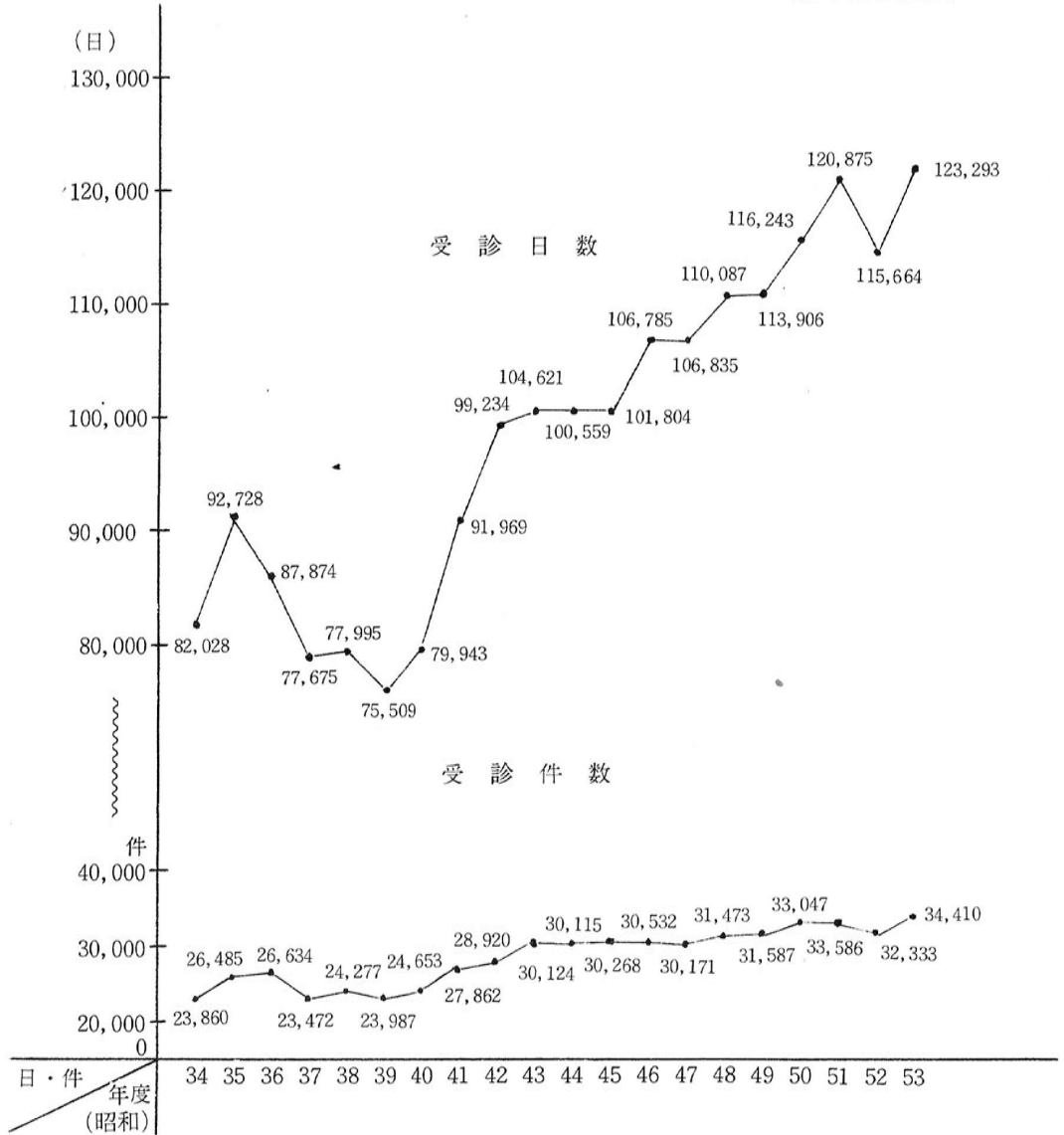
(53年度は推計)



医療費の給付は、昭和34年当初は5割給付であった。昭和38年世帯主のみ7割となり、昭和40年より全員7割給付に改善された。経済の発展と医療費の上昇は平衡して上昇した。昭和40年後半より福祉優先の資源配分政策に重点がおかれ、老人、零歳児、重度身障者、母子家庭医療の無料化、医療技術の進歩、環境整備などによる医療費の増嵩がみられ、国保財政に及ぼす影響は多大である。オイルショック以来福祉見直し論が言われるようになり、国民医療体形の有り方が検討されるようになってきた。

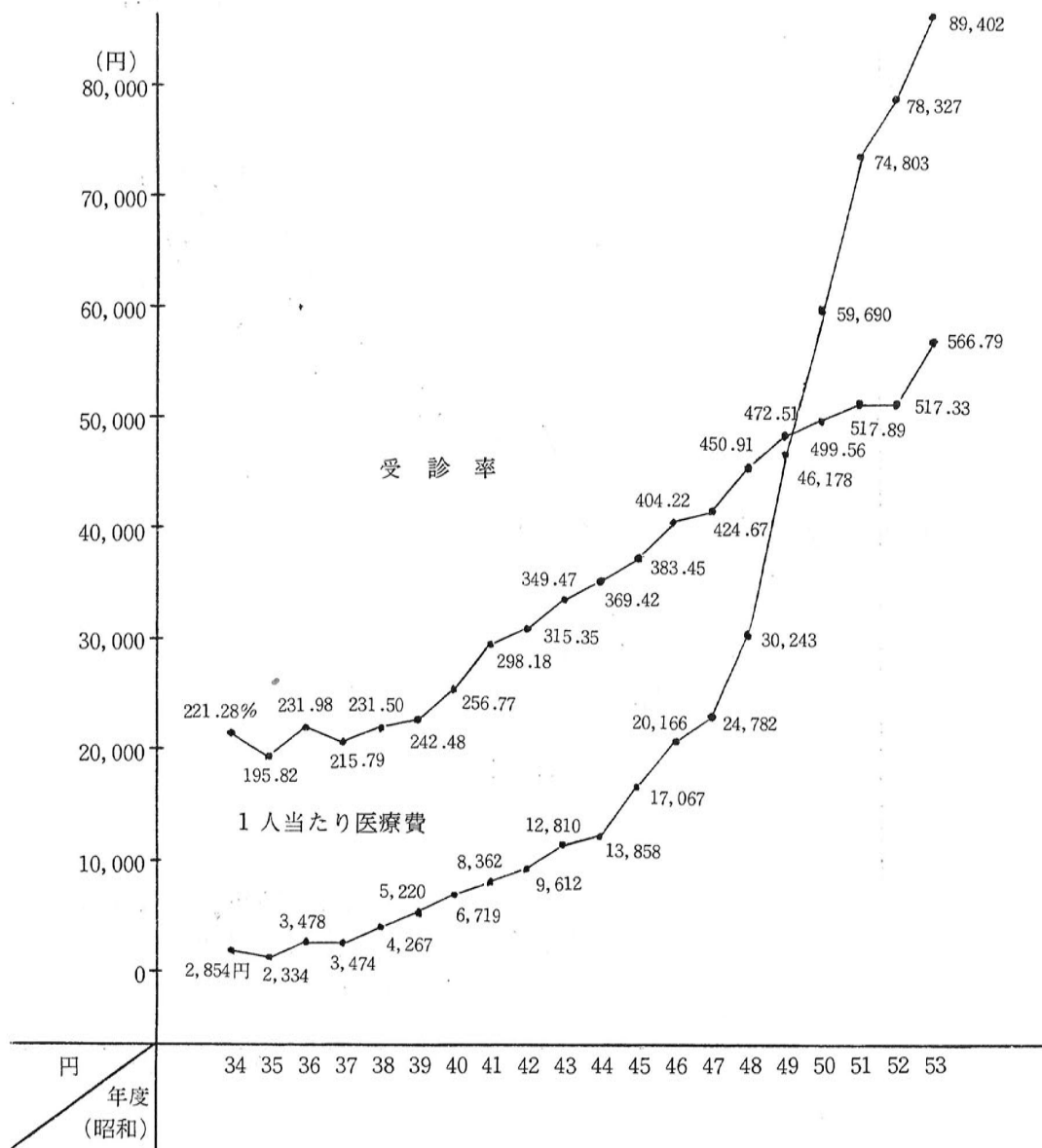
第3表 受診日数及び件数

(53年度は推計)



受診日数は、医療費の上昇に伴い多くなっている。昭和34年当初は、1人当たり1.96日、昭和52年度は、5.19日となり、3.23日多く医者にかかっている。又受診件数においても当初は、6.76件であったものが18.57件と11.81件も多くなっている。被保険者は2分の1以下に減ったが、療養日数、件数ともに3倍近く増嵩している。医療技術の進歩と生活構造の変化と給付率の改善などにより、又福祉優先の政策が図られるとともに高齢化社会が進むにつれて医療費の増嵩は上昇傾向にある。

第4表 1人当たり医療費及び受診率



1人当たり医療費は、総医療費に平衡して上昇している。昭和45年米作減反政策後の岩戸景気といわれた資本装備への投資による経済上昇の余波は医療費にも現れている。

受診率は、1人が年間に何回医療機関に行ったかを示すものである。昭和34年をみると約2.2回医者に行ったことになり、昭和53年には、約5.7回行ったことになっている。

第5表 老人医療費(国保)

区分 \ 年度(昭和)	47	48	49	50	51	52	53
老人医療対象者数(人)	691	717	746	744	745	744	751
費用額(円)	15,693,577	83,920,810	94,855,759	119,031,605	201,820,428	205,309,530	255,629,000
件数(件)	1,410	6,008	7,040	7,253	7,507	7,460	7,882
日数(日)	7,610	35,809	42,001	42,907	44,443	40,421	46,665
受診率(%)	197,829	827,517	943,298	973,253	1,004,027	1,000,134	1,049,533
1人当たり費用額(円)	22,987	117,003	181,526	227,628	269,658	275,502	340,385

経済発展の過程に於てその余剰資源の配分は、先進国に遅れている福祉の充実に振向けられ、老人福祉向上の一環として、昭和46年10月1日老人医療がとり入れられ、昭和48年10月より法制化の運びとなった。対象者70歳以上の老人医療費は、総医療費の48%を占め、死亡率の低下、若年層の社会保険加入の促進など今後ともに増大の傾向にある。

第6表 高額療養費

年度(昭和) \ 区分	49	50	51	52	53
支給件数(件)	203	869	968	877	895
支給費用額(円)	4,646,298	22,662,073	27,303,202	26,160,323	38,912,000

医療技術の進歩とともに治療困難とされていた疾病も、治療可能となり被保険者の負担軽減をはかり容易に療養できるよう、昭和49年10月1日から制度として取入れられた。保険診療部分が10万円を超え、患者負担分3万円以上を要した金額について給付するものである。さらに昭和51年10月より、患者負担分が、3.9万円に改定された。今後も医療費の上昇にともない平衡して増大される見込みである。

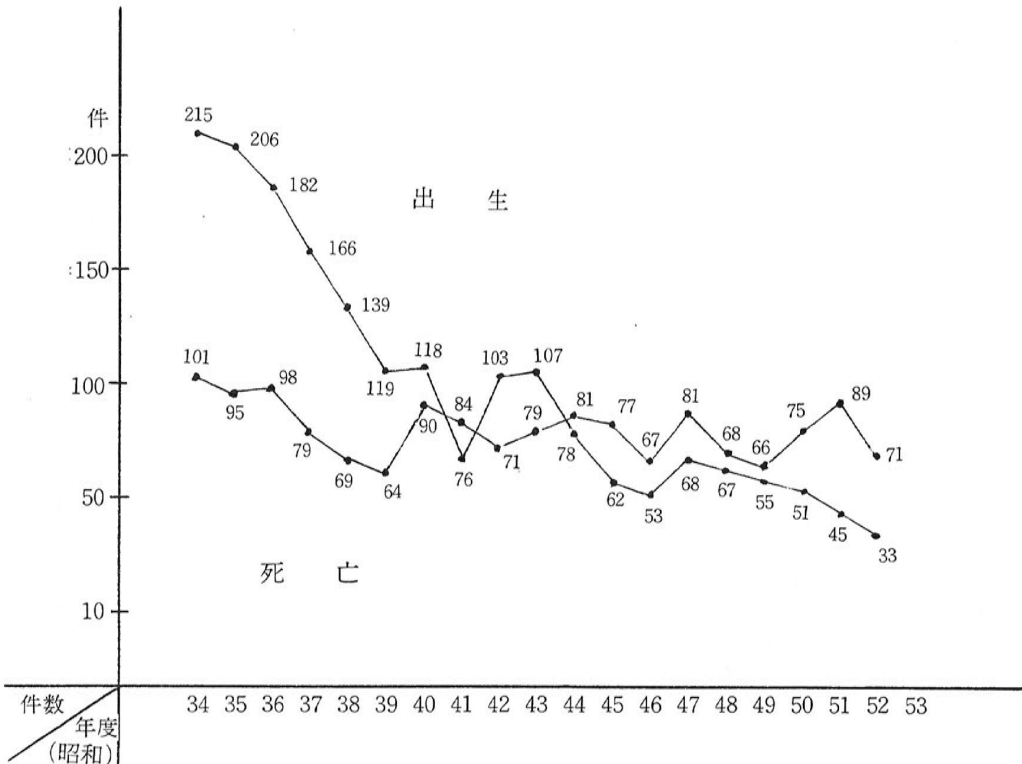
Ⅱ 住みよい町づくり

(2) 高額療養費貸付制度

高度な医療技術の躍進はめざましく、治療困難とされていた疾病も、治療を容易にし、その費用は多額となり患者負担が重くなった。その費用の軽減を目的として策定されたのが高額療養費の償還制度である。ところが、償還を受けるまでの2ヶ月間ぐらい立替えておかなければならないという問題がある。立替期間の負担軽減を図るため久万町では、昭和52年10月1日より高額療養費貸付制度を実施している。

昭和52年度 貸付件数 2件 貸付金利は、無料
 貸付金額 91千円 期間は、高額療養費償還日まで

第7表 出生・死亡(国保分)



昭和34年出産215件、葬祭101件が昭和40年代を境に出産が死亡を下回り、生産年齢層の被保険者が少なく、高齢者の加入が高いことがわかる。核家族化のなかで子供は平均2人以内という数字である。又死亡に於ても医療充実と医療知識の高揚から減少してきたことは嬉ばしく、少産少死形の社会構造の方向が現れている。

(3) 国民健康保険診療所

戦後の混乱期から社会が落ち着きをとり戻した頃から、国保事業を行う市町村が増え、保険事業が先行して、医療供給体制の充実が遅れていたため、「保険あれど医療なし」といわれ、国保事業を円滑化するためと、無医地区解消のため直営診療施設の開設が盛んに行われた。

このような状況下にあつて、直瀬診療所は、昭和34年6月に開設、畑野川診療所は、昭和33年2月に開設、父二峰診療所は、昭和32年4月に開設された。

合併当初は、久万町立病院の出張所であったが、昭和36年度より、独立採算制を導入して分離した。開設に当たっては、国庫補助金3分の1の援助があり、運営に当たっては、へき地診療施設赤字補填の保護が加えられている。しかし時代の趨勢に左右される弱少診療施設は、加速度的経済成長と、人口減少の上に生活環境整備による道路交通網の促進、医療技術の高度な進歩と診療科目の専門化によって患者の選択範囲が拡大されたため、診療所の運営は困難になった。医師の確保困難、患者数の減少(人口減少と平衡)等とあいまって診療所運営はむずかしくなった。診療所の医師も別表にあるごとく、長年にわたって腰を据えて診療に専念されることは望み難く、昭和44年以降、畑野川診療所は直瀬診療所の出張所として、住民医療の分担を行わなければならなくなった。

診療所の運営は、経営的には成立し得ない現状下にあるがその収支は国庫よりの赤字補填(昭和52年度9,999千円)一般会計から(11,267千円昭和52年度)の繰入れによって支えられている。地域住民の精神的医療不安や疾病予防に対し、住民サイドに立って医師確保の続く限り存続させなければならない。しかし一方では、生活環境や交通網が改善整備されるなかにおいて、昭和54年度には町立病院の改築改善が実施されることもあつて、松山広域経済圏に含まれる。久万町の医療体制を再検討することは、今後の必然的な課題となってくるであろう。

診療所医師の動向

直瀬診療所

在職年月日	氏名	在職年数	備考
S 34. 6 ~ S 38. 4	丸木 健	3年10ヶ月	初代所長就任
S 38. 6 ~ S 38. 8	大久保 尚	3ヶ月	長崎医大解剖学教室より派遣
S 38. 9 ~ S 38. 11	栄田 和行	3ヶ月	〃
S 38. 12 ~ S 39. 2	山下 康夫	3ヶ月	〃
S 39. 3 ~ S 39. 4	村田 伝	2ヶ月	〃
S 39. 4 ~ S 41. 3	白浜 宏	2年	所長就任

II 住みよい町づくり

S 40. 4 ~ S 40. 8	大 塚 濟	4 ヶ月	国立療養所より週5日
S 40. 4 ~ S 40. 9	安 田 善 治	4 ヶ月	畑野川診療所より週2日
S 40. 11 ~ S 41. 7	清 田 良 栄	8 ヶ月	〃
S 41. 8 ~ S 43. 11	桐 林 茂	2 年 3 ヶ月	直瀬診療所職中死亡
S 44. 1 ~ S 44. 5	富 田 英 明	5 ヶ月	町立病院より出向
S 44. 6 ~ S 50. 7	宇治原 草 積	6 年 1 ヶ月	畑野川出張所兼務
S 50. 11 ~	金 河 鏞		〃

畑野川診療所(記録不明)

S 33 ~ S 35	奥 野 光 生	3 年	所長就任
S 36 ~ S 40	松 尾 昭 一	2 年 7 ヶ月	〃 松尾先生退任後、直瀬診療所長が兼務

父二峰診療所

S 35. 4 ~ S 36. 12	梅 原 敏 郎	1 年 8 ヶ月	所長就任
S 37. 2 ~ S 39. 1	宮 田 武	1 年 11 ヶ月	〃
S 39. 3 ~ S 50. 4	宮 原 茂	10 年 11 ヶ月	町立病院より所長就任
S 50. 5 ~	宇治原 草 積		直瀬診療所へ週2回出張 S 50 年 11 月より専任

診療所の医師確保は、へき地であればあるほどむずかしい。医師自身が医療学術研賛の機会に恵まれない上に、子弟の教育問題などが重なり、山間へき地への勤務医としての招へいは望み難い状態である。こんな状況下において、久万町では、現在まで診療所を閉塞することなく運営が継続できたのである。地域住民の疾病予防、又は突発傷病に対する不安感の除去の面において、診療所の果たす役割は実に大きい。

医師の動向に従い、診療所の運営は左右され費用額、受診件数ともに大きな影響を受けている。

第1表 診療費用の動向

診療所	年度 (昭和)																			
	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
直瀬診療所 (円)	1,984,608	2,678,882	2,599,839	3,301,799	2,255,031	2,905,506	2,120,622	2,972,462	2,425,904	1,735,013	4,891,923	7,676,089	3,709,770	10,028,978	12,387,780	14,108,000	16,125,420	22,417,940	20,446,380	
畑野川診療所 (円)	2,710,739	3,603,914	3,600,374	3,243,723	3,496,888	2,564,028	3,265,354	2,445,600	787,223	323,297	1,219,421	直瀬診療所に運営合併→								
父二峰診療所 (円)	—	—	3,058,454	3,975,269	4,527,427	5,933,472	6,579,463	6,269,868	6,265,856	8,170,803	7,459,800	8,036,172	7,292,694	8,838,490	9,852,680	10,969,050	10,267,610	7,467,270	10,488,060	

診療費用は、上昇しているが必ずしも運営の好転を意味してはいない。医療費改定等による1件当たりの診療費が高くなっていることを示し、患者負担又は行政負担が増大されたことが人口動態等からうかがえる。診療所運営費は診療収入の2倍を要しているのである。

昭和47年より診療費の上昇は、老人医療の無料化等福祉医療の拡充によるものである。診療所運営の好転は、国保会計の増大と関係関係にある。

第2表 受診件数と受診日数

診療所	年度 (昭和) 件数																				
		34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
直瀬診療所	件数	2,679	3,309	2,712	3,097	2,683	2,507	1,815	2,291	2,015	1,405	2,363	3,653	3,985	3,959	4,503	4,371	3,943	3,984	3,691	
	日数	8,163	10,283	8,432	9,233	7,089	6,641	4,909	6,019	5,191	3,460	5,598	8,232	8,517	8,385	10,114	9,725	8,968	9,912	9,143	
畑野川診療所	件数	3,397	3,782	3,262	2,687	2,951	2,154	2,323	2,012	675	254	579	直瀬診療所に運営合併→								
	日数	10,376	12,607	9,782	8,760	9,244	5,957	6,412	5,010	1,722	737	1,282									
父二峰診療所	件数	—	—	3,065	3,165	3,565	3,086	2,910	3,151	3,026	3,301	3,090	2,981	2,757	2,716	2,892	2,673	1,752	1,621	1,522	
	日数	—	—	10,151	10,811	10,811	9,913	9,727	10,206	10,451	12,826	10,229	9,651	8,077	8,395	8,836	8,330	4,797	4,037	4,074	

道路の整備が促進され自動車の普及に伴い、時間短縮がなされ専門医の受診を受ける傾向にあって外来患者が減少している。父二峰診療所はとくに著しいが1回受診をするごとに2.5日～3.2日間の平均診療をしており、慢性疾患の固定化又は行動を制限される老人婦女子の受診が多く、高齢化社会構造現象がうかがわれる。

8 環境衛生

住民が、健康で快適な生活を営むためには、生活環境を清潔に保持しなければならない。

町では、昭和44年ごみ収集自動車を購入して、町内全域の一般廃棄物を収集処理しているが、その成果とあいまって住民の環境衛生の意識が高まり、ごみの不法投棄はほとんど見られなくなった。そのため、伝染病の媒体である蚊やはえなど衛生害虫の発生も少なくなった。それに加えて、町が毎年配布している防疫用殺虫剤を共同散布するなど、衛生害虫の駆除に大きな成果をもたらしている。

昭和43年以降現在までの10年間を見るに、昭和51年に1名の伝染病患者が発生したのみである。これは、近代予防医学の著しい進歩にもよるが、これら住民の努力によるところが大きい。

人間は、ひとりでは生きていけない。常に多数の他人とともに助け合って生きている。常にひとりひとりが自分のため、そして多数の他人のため、協力して住みよい生活の場を創造する努力を通じて、わたしたちの生活環境は向上していくのである。

衛生害虫駆除剤配布量(年間1戸当たり)

年 度(昭和)	45	46	47	48	49	50	51	52
乳 剤(ml)	400	400	300	720	720	630	630	540
油 剤	粉剤 500g スプレー1個	粉剤 500g スプレー1個	スプレー 2個	900ml	900ml	900ml	900ml	—
殺そ剤(g)	100	100	100	100	100	100	100	100

(1) 保健衛生推進員

昭和45年7月、保健衛生推進員制度をもうけた。地域における保健衛生業務は、従来嘱託員が推進していたのであるが、嘱託員業務の多様化にともない衛生関係業務を分離して、地域の保健衛生・環境衛生業務は保健衛生推進員が専任することとなった。

推進員は、地域住民の健康管理のため住民と行政とのパイプ役となり、又地域住民は、推進員を中心に自主的に保健衛生活動を行うなど、住民の健康意識は急速に高まった。

そのため各種の検診率は高まり、又常に生活空間の清潔を保つなど、推進員は住民の疾病予防に大きな役割をはたしている。

(2) ごみ処理

久万町におけるごみの収集事業は、昭和25年にはじまる。当時はごみの量も少なく、委託を受けた大野石太郎は、退職するまでの20年間、手引車を引きながら住安町から曙町までと営業の一部のごみを収集処理していたのであるが、住民の生活水準の高まりとともにごみの量は増

え続けた。

また、不要になった耐久消費材や、プラスチック類・あきかん・あきびんなど始末に困るごみが多くなった。ごみをすべて自家処理していた農家でも、不燃性のごみの処分に困るようになった。

昭和45年、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定され、自治体の清掃区域は、前記の特別清掃区域から町内全域に拡大された。

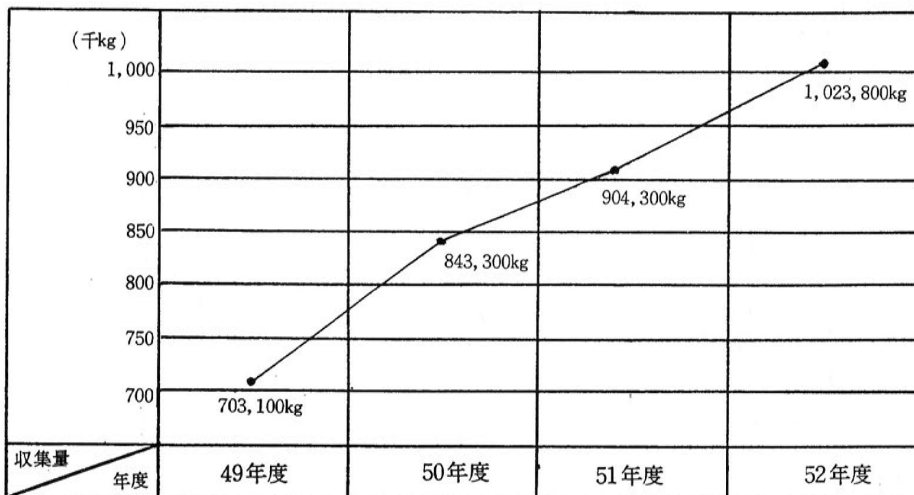
久万町では、昭和44年に全町収集を計画し、同年12月、2トン積パッカー押込式の専用自動車を1台購入するとともに、町内に138か所のごみステーションと、142か所に不燃物収集かんを設置して4名の人員を配備し、可燃性ごみと不燃性ごみを分別して定期日収集を行うなど、変り行く住民生活に対応した新しいごみ収集体制を確立したのである。

一方処理体制としては、昭和35年、1日の処理能力3トンの焼却炉を上野尻に建設して、可燃性ごみを処理するとともに、ひわだ林道わきの町有地に不燃性ごみの捨て場を、又、昭和46年には、新たに開設した環境センターにガラス破碎機を設置するなどして、ごみを処理してきたのであるが、増え続けるごみの量と焼却炉が老朽化したため完全処理が困難となり、新しい施設が要求されるに至った。

ごみ処理の問題については、郡内の各町村とも同じように苦慮していたので、昭和47年、久万地方清掃事務組合（久万町・美川村・面河村・柳谷村）を設立し、1日の処理能力20トンの機械バッチ式焼却炉を現在地に建設した。

翌48年には、ガラス破碎機と金物類圧縮機を焼却炉に併設し、多量に排出されるごみ処理に対応している。（久万地方清掃事務組合は、昭和48年4月より上浮穴郡生活環境事務組合に統合された。）

ごみ収集量の推移



II 住みよい町づくり

(3) し尿処理

し尿は、下肥あるいはこやしともいって、肥料として使用するため、農家は年貢を払って非農家のし尿をも農地へ還元するなど、農作物の生産に重要な役割をはたしていた時期もあったが、衛生思想の普及と、安価で取り扱いやすい化学肥料の使用等により、し尿は、農業生産の場から敬遠されはじめ、肥料としての位置から廃棄物となったのである。

それがため非農家は、松山・高知方面のくみ取り業者に依頼して処理していたが、くみ取りが遅れたり高額のかみ取り料を請求されるなどの苦情がしばしば聞かれた。

昭和38年5月、相原芳文がくみ取り自動車を購入し、町民によるくみ取り事業が始められたので、この問題は解決した。

さらに昭和45年、関係法律の改正により、し尿のかみ取りは自治体の事業に規定された。このため町は、これまでの事業者久万清掃に委託し、現在はこの委託業者が町内全域を対象にくみ取り業務を行っている。

昭和38年当初の利用者は、200戸程度であったが、現在では住民の約75%が利用している。

くみ取ったし尿は、林地等への土地還元あるいは溜つぼによる地下浸透などで処理していたのであるが、衛生面での批判も多く、又処理機能にも限界がくるようになった。そこで衛生的で恒久的な処理施設の建設計画が進められ、現在地を買収し久万町環境衛生センターを建設し、郡内5か町村の共同事業として、昭和42～43年度に総事業費49,135千円を投じて、酸化処理方式による1日15kℓ処理能力の施設を建設した。これにより郡内のし尿は、衛生的に処理されるようになった。(昭和48年4月より上浮穴郡生活環境事務組合に統合、以後は組合の事業となる。)

その後、し尿の収集量は日を追って増加する反面、施設が老朽化して能力が低下したため、昭和49年、施設の改良工事を行うとともに、1日10kℓの処理施設を増設した。このため25kℓの処理施設が完成した。また、遂時増えつつあるし尿浄化槽の汚でいを処理するため、昭和52.53年度の継続事業として、し尿浄化槽汚でい処理施設を増設した。

し尿処理概況

年度	44	45	46	47	48	49	50	51	52
年間 汲取量	1,659,600 kℓ	1,988,600 kℓ	2,272,500 kℓ	2,474,400 kℓ	2,612,400 kℓ	2,676,100 kℓ	2,777,600 kℓ	2,784,400 kℓ	2,863,100 kℓ

施設 の 概 要

事業名	施設内容	事業費	場所	事業年度
ごみ焼却炉 機械バッチ式	管理棟 1棟 39㎡ 焼却炉 1階 223.2㎡ 〃 2階 106.3㎡ 煙突の高さ 33m	56,463千円	大字露峰 大ヤシキ 乙3,177番地	昭和47年度 竣工 昭和48年3月
不焼物処理	圧縮機 1日当たり6t 破砕機 1時間当たり5~8t	7,000千円	同 上	昭和48年度 竣工 昭和49年3月
収 集 車	収集車1台 3t 積 パッカー押込式	4,176千円	同 上	昭和52年12月 3日購入
し尿処理施設	処理能力1日当たり15kℓ 処理方式 酸化処理方式	4,9135千円	同 上	竣工 昭和43年3月
し尿処理改良 増設工事	処理能力1日当たり25kℓ 処理方式 酸化処理方式 放流水の水質 BOD 25PPm以下 SS 50PPm以下	303,147千円	同 上	竣工 昭和50年3月 31日
	し尿浄化槽汚でい処理槽	17,500千円	同 上	竣工 昭和53年6月 30日

II 住みよい町づくり

(4) 火葬場

久万町の火葬場は、町村合併以来、久万火葬場（炉2基）、父二峰火葬場（炉1基）、川瀬火葬場（炉1基）の3つの施設があり、火葬場開設以来久万火葬場には大西音五郎（昭和50年10月退職）、父二峰火葬場には谷口幸作（昭和49年3月退職）、そして川瀬火葬場には坂本林作（昭和51年12月退職）が退職するまでの20数年間、それぞれ地域住民の信望厚く作業に従事していた。

国民経済の高度成長にともない自家用自動車が普及し、あわせて道路の改修が進められたことにより交通機関が急速に進歩して、住民の生活空間の距離が短縮されたのである。そのため火葬場の利用も社会的条件の整った、久万火葬場を利用する者が多くなってきた。そこで町では昭和51年、従来まきを利用していた久万火葬場の燃焼方式を、1炉灯油バーナーに改造して住民の利用に対応することにしたのである。

反面、川瀬・父二峰の両施設は、まったく利用する者が居なくなったため、昭和53年4月、これを廃止した。

現在上浮穴郡生活環境事務組合では、火葬場についても郡内町村の共同利用施設として、昭和54年度建設を目標に、近代的な施設の建設計画を進めている。

火葬場利用状況

年度(昭和)	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
久万火葬場	(12) 91	(13) 80	(15) 69	(17) 85	(23) 107	(15) 85	(13) 75	(25) 92	(18) 102	(21) 112	(13) 108	(8) 110	(3) 101
父二峰火葬場	7	19	23	21	14	13	15	12	7	0	0	0	0
川瀬火葬場	9	7	7	13	13	7	7	4	0	2	3	0	0

()内は、町外の件数

(5) 野犬対策

野犬から住民の生命と財産を守るため、毎年春と秋に町内一斉に毒えによる野犬の薬殺を実施するとともに、捕獲箱を使用して捕獲するなど、あるいは不用になった飼い犬を買上げ、飼い犬の野犬化を防止するなど、野犬対策事業を積極的に推進している。

畜犬登録と処分犬

年度(昭和)	45	46	47	48	49	50	51	52
登録犬(匹)	532	565	536	532	562	540	569	530
処分犬(匹)	179	276	257	253	244	274	309	336

9 水 道

(1) 久万簡易水道

当町における簡易水道事業は、昭和27年に始まる。昭和21年の南海大地震の影響で、町内の地下水に変動がおり、地域によっては井戸水が使用不能に近い状態となった。そこで、昭和27年度に計画給水人口1,500人を対象に国庫補助事業として、1人1日当たり60ℓ、給水能力1日当たり90m³の浄水施設を住安町に建設し、久万川の河川水をポンプで揚水し、昭和29年4月より給水を開始した。

文化水準の向上にともない、全町的に水道施設を要望する声が高まり、明神・菅生・久万・野尻を含めた久万川水域の住民を対象に、昭和37・38年度の継続事業で、久万川上流の唐子谷川に水源を求め、計画給水人口4,860人、1人1日最大給水量150ℓ、消火水量30m³、給水能力1日906m³の浄水施設を建設し、自然流下方式により、昭和39年4月より給水を開始して、久万地域の生活用水・防火用水を確保したのである。ところが住民の生活水準が向上するにつれ使用水量が増加して、この施設でも夏季などは住民の需要を満たすことができなくなった。

そこで昭和48年下野尻馬酔谷に水源を確保し、4か年継続事業で、1日給水能力681m³の施設を増設し、ポンプ揚水により給水し、久万地区の生活用水を補充している。

久万町内の簡易水道施設

(簡易水道とは計画給水人口101人以上5,000人までの水道をいう)

施設名	年度 (昭和)	計画 給水人口(人)	現在 給水人口(人)	1人1日 最大給水量(ℓ)	計画1日 最大給水量(m ³)	原水の種別	ろ過方式	工事金額 (円)
久万 簡易水道	52	4,860	4,271	290	1,587	河川表流水	緩速ろ過	75,794,000
畑野川簡易水道	53	1,140	808	150	203	河川表流水 地下湧水	緩速ろ過 ろ過なし	35,557,000
上直瀬簡易水道	49	840	827	150	126	河川表流水	緩速ろ過	21,615,000
下直瀬簡易水道	52	300	300	150	45	河川表流水	緩速ろ過	28,178,000
落合 簡易水道	35	340	174	150	51	河川表流水	緩速ろ過	2,525,000
中村 簡易水道	36	222	115	150	35	河川表流水	緩速ろ過	1,259,000
橋詰 簡易水道	36	200	93	150	30	河川表流水	緩速ろ過	1,829,000
森田、宮成簡易水道	52	138	126	150	21	河川表流水	緩速ろ過	28,337,000
計		8,040	6,714					195,094,000

II 住みよい町づくり

(2) 地域小水道

当町における飲料水は、一部には井戸水を使用していたが、地形上大部分は谷川の湧流水を引水して使用しており、水質検査の結果は湧流水はもとより井戸水についても衛生面で飲料水に適するものは少なかった。住民の衛生意識の高揚と生活水準の向上にともない水道施設の要望が高まり、町では、久万簡易水道施設の充実を図るとともに地域単位の水道施設も逐次建設整備を行い、昭和53年4月現在簡易水道8か所、給水人口6,714人、飲料水供給施設9か所、給水人口508人で住民の75%、7,222名に給水している。

県条例水道(飲料水供給施設)

(県条例水道とは計画給水人口 100人以下の水道をいう)

施設名	年度 (昭和)	計画 給水人口(人)	現在 給水人口(人)	1人1日 最大給水量 (ℓ)	計画1日 最大給水量 (ℓ)	原水の種別	ろ過方式	工事金額 (円)
中条 水道	37	80	49	150	12	河川表流水	緩速ろ過	1,267,000
中野村水道	38	60	60	150	9	河川表流水	緩速ろ過	470,000
槇の川水道	39	85	21	150	13	河川表流水	緩速ろ過	960,000
永久 水道	41	93	80	150	14	河川表流水	緩速ろ過	1,895,000
徳好 水道	41	93	63	150	14	河川表流水	緩速ろ過	1,940,000
東条 水道	43	56	51	150	9	河川表流水	緩速ろ過	1,411,000
西の川水道	45	97	63	150	15	地下湧水	ろ過なし	3,750,000
上厚 水道	50	55	48	150	8	河川表流水	緩速ろ過	8,462,000
若宮 水道	53	73	73	150	11	河川表流水	緩速ろ過	19,415,000
計		692	508					39,570,000

量水器使用料金

施行年月日	φ 13 ^m / _m	φ 20 ^m / _m	φ 25 ^m / _m	φ 30 ^m / _m	φ 40 ^m / _m	φ 50 ^m / _m	φ 75 ^m / _m
昭和39年4月1日	30 円	40 円	50 円	80 円	150 円	300 円	600 円
昭和43年4月1日	50	60	70	100	200	400	800
昭和47年4月1日	60	70	80	120	240	500	900

水道給水使用料

施行年月日	給水区 区分	久万	落合	橋詰	中村	畑野川	上直瀬	下直瀬	永久 徳好	森田宮成 若 宮
昭和39年 4月1日	一般用	8m ³ 200 ^円	定額 250 ^円	定額 250 ^円	定額 250 ^円					
	営業用	20m ³ 500	定額 500	定額 500	定額 500					
	浴工業用	150m ³ 4,000								
	臨時用	20m ³ 1,000								
	共用	8m ³ 200	定額 250	定額 250	定額 250					
昭和43年 4月1日	一般用			10m ³ 250			10m ³ 300		10m ³ 300 ^円	
	営業用			20m ³ 500			20m ³ 600			
	浴工業用									
	臨時用									
	共用			10m ³ 250						
昭和45年 4月1日	一般用	10m ³ 250	10m ³ 250			10m ³ 250	10m ³ 250			
	営業用	20m ³ 500	20m ³ 500			20m ³ 500	20m ³ 500			
	浴工業用	150m ³ 4,000								
	臨時用	20m ³ 1,000								
	共用	10m ³ 250	10m ³ 250			10m ³ 250	10m ³ 250			
昭和47年 4月1日	一般用	10m ³ 300	10m ³ 300	10m ³ 300	定額 300	10m ³ 300	10m ³ 300		10m ³ 350	
	営業用	20m ³ 600	20m ³ 600	20m ³ 600	定額 600	20m ³ 600	20m ³ 600			
	浴工業用	150m ³ 4,500								
	臨時用	20m ³ 1,000								
	共用	10m ³ 300			定額 300	10m ³ 300	10m ³ 300			
昭和51年 4月1日	一般用	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400
	営業用	20m ³ 800	20m ³ 800	20m ³ 800	20m ³ 800	20m ³ 800	20m ³ 800	20m ³ 800	20m ³ 800	20m ³ 800
	浴工業用	150m ³ 6,000								
	臨時用	20m ³ 1,500	20m ³ 1,500	20m ³ 1,500	20m ³ 1,500	20m ³ 1,500	20m ³ 1,500	20m ³ 1,500	20m ³ 1,500	20m ³ 1,500
	共用	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400	10m ³ 400

注(昭和39年4月1日より～現在に至る間)

II 住みよい町づくり

久万町水道水質試験成績表

(昭和53年5月採水)

採取場所	色及び濁り	臭気	沈滓	水素イオン濃度(PH)	塩素イオン	硝酸性窒素	亜硝酸窒素	アンモニウム性窒素	過マンガン酸カリウム消費量	一般細菌数	大腸菌数
久万唐子水源地	無色澄明	異常なし	なし	6.8	7.1	こん跡	(-)	(-)	2.0	30以	陰性
久万下野尻	〃	〃	〃	6.8	7.8	〃	〃	〃	2.9	〃	〃
上畑野川	〃	〃	〃	6.5	7.8	〃	〃	〃	2.3	〃	〃
下畑野川	〃	〃	〃	7.0	8.5	〃	〃	〃	2.6	〃	〃
上瀬直	〃	〃	〃	6.6	7.1	(-)	〃	〃	2.1	〃	〃
下瀬直	〃	〃	〃	6.7	7.8	こん跡	こん跡	〃	2.4	〃	〃
落合	〃	〃	〃	6.8	7.8	〃	(-)	〃	2.1	〃	〃
中村	〃	〃	〃	6.6	7.1	〃	〃	〃	2.6	〃	〃
橋詰	〃	〃	〃	6.6	7.8	〃	〃	〃	1.5	〃	〃
森田、宮成	〃	〃	〃	6.6	7.1	〃	〃	〃	1.8	〃	〃
中野村	〃	〃	〃	6.5	7.1	〃	こん跡	〃	2.1	〃	〃
槇の川	〃	〃	〃	6.7	7.1	〃	(-)	〃	2.0	〃	〃
永久	〃	〃	〃	6.4	7.8	〃	〃	〃	1.8	〃	〃
徳好	〃	〃	〃	6.6	7.1	〃	〃	〃	2.3	〃	〃
東条	〃	〃	〃	6.6	7.8	〃	こん跡	〃	2.1	〃	〃
西ノ川	〃	〃	〃	6.6	6.4	〃	(-)	〃	3.5	〃	〃
上厚	〃	〃	〃	6.6	7.1	〃	こん跡	〃	2.1	〃	〃
中条	〃	〃	〃	6.7	7.8	〃	(-)	〃	2.1	〃	〃
直瀬学校プール	〃	〃	〃	6.8	6.4	〃	こん跡	〃	2.6	〃	〃
国民宿舎	〃	〃	〃	6.9	7.1	〃	(-)	〃	2.7	〃	〃
水道法による水質基準	ほとんど無色澄明	異常でない	認めない	5.8～8.6	200以下	10以下	同時に検出されない		10以下	1ml中100以下	検出されない
備考	本表の数量は検水1ℓ中のミリグラム数である										

水質検査の項目は毎日行い、色、濁り、残留塩素の3項目は肉眼検査とする。

何か異常が認められた時には、改めて水質検査を行って確かめることにする。

(注 給水せんにおける水が、遊離残留塩素を0.1 PPM、結合残留塩素の場合は0.4 PPM以上保持するよう塩素消毒をする)

10 保健衛生

健康は、町民の財産であり所得の源でもある。このことから久万町では各種の予防接種や、結核検診・循環器検診・老人健康検診・がん検診等、住民の健康を守るため保健衛生事業を、重点施策の一つとして推進している。特に、昭和48年から同52年までの5か年間、地域保健対策事業として、地域ごとの栄養調査と一斉健康診断を併せて実施したのである。

(1) 保健衛生業務内容

(昭和52年度分)

月	内 容	対 象	月	内 容	対 象
4	第1回久万町一斉清掃防疫用殺虫剤配布	全 町	9	3才児検診	3才児
4 (25. 26. 27. 28. 30)	婦がん集団検診	原則として30才以上の婦人	9	赤ちゃん検診	赤ちゃん
4	畜犬登録(前期狂犬病予防注射)	犬飼育者	10	後期狂犬病予防注射 葉登録犬の登録	犬飼育者
5 (11. 12. 13)	保健衛生推進員会(地区別)	各組推進員	10	秋期野犬薬殺	全町一斉
5 20	上半期ポリオワクチン投与	乳 幼 児	10	下半期ポリオ生ワクチン投与	乳幼児
5～6	結核予防接種 ツ反、BCG	一般乳幼児 学校児童生徒	10～12	インフルエンザ予防接種	児童生徒
6	環境週間	全 町	11	第2回結核レントゲン検診	一般住民
6	春期野犬薬殺	全町一斉	12	ジフテリア予防接種	小学校入学前 卒業前
6	学校結核検診	学校児童生徒	2	全町一斉ねずみ駆除	全 町
6	学校歯科巡回診療	小学校1・2年			
6 (7.8.9.21.22.23)	胃がん集団検診	原則として35才以上の住民	年間行事	野犬対策	全 町
6～7	日本脳炎予防接種	学校児童生徒 一般住民	〃	ごみの正しい処理指導	
7	第1回結核レントゲン検診	一般住民	〃	環境美化の実践	
7	郷土を美しくする運動月間	全 町	〃	母子栄養強化対策事業	妊婦・産婦・乳児の うち該当者
7 (27. 28. 29)	地域保健対策地区診断	直瀬地区	〃	成人病検診事業	原則として30才 以上の成人
8	第2回久万町一斉清掃	全 町	〃	老人健康診査	60才以上の老人
8	献 血 事 業	官公庁・一般住民	〃	三種混合ワクチン予防接種	乳 幼 児
8 (30. 31)	胃がん集団検診	原則として35才以上の住民			
9 (1)	〃	〃			

II 住みよい町づくり

(2) がん予防対策

胃がん検診状況

(昭和53年度の受診者は7月31日現在)

年度 (昭和)	項目 受者	診数 (人)	検 診 所 見 の 内 訳		精密検査を要する 者の比率 (%)
			異常なし (人)	精密検査を要す(人)	
41		53	36	17	32.0
42		65	49	16	24.6
43		113	89	24	21.2
44		173	149	24	13.9
45		346	321	25	7.2
46		253	225	28	11.1
47		284	229	55	19.4
48		347	274	73	21.0
49		498	428	70	14.1
50		506	443	63	12.5
51		565	503	62	11.0
52		553	479	74	13.4
53		377	313	64	17.0

婦人がん検診状況

年度 (昭和)	項目 受者	診数 (人)	検 診 所 見 の 内 訳		精密検査を要する 者の比率 (%)
			異常なし (人)	精密検査を要す(人)	
44		106	103	3	2.8
45		189	186	3	1.6
46		174	172	2	1.1
47		322	321	1	0.3
48		299	296	3	1.0
49		362	359	3	0.8
50		385	385	0	0
51		489	488	1	0.2
52		513	510	3	0.6
53		433	431	2	0.5

(3) 母子衛生

三才児検診

幼児期における精神的発育をはかり、健やかな子供を育てる保健指導の一つとして、昭和35年から三才児検診を行っている。検診内容は、問診・聴打診・身体測定・保健指導・歯科検診である。

三才児検診の状況

年度(昭和)	項目 対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
35	169	131	78.0
36	224	186	83.0
37	240	168	70.0
38	216	160	74.0
39	205	170	83.0
40	208	169	81.0
41	220	159	72.0
42	165	128	78.0
43	147	125	85.0
44	93	78	84.0
45	169	131	78.0
46	167	119	71.0
47	135	108	80.0
48	74	68	92.0
49	104	91	88.0
50	96	54	56.0
51	109	98	90.0
52	121	99	82.0

赤ちゃん検診

赤ちゃん検診は、乳児期の身体の発育状況をよくして疾病を早期に発見し、心身共に健康な子供を育成するために、昭和35年より検診を行っている。

Ⅱ 住みよい町づくり

赤ちゃん検診状況

項目 年度(昭和)	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
35	259	107	41.3
36	257	175	68.1
37	194	158	81.4
38	187	152	81.3
39	172	121	70.3
40	160	117	73.1
41	170	143	84.1
42	176	132	75.0
43	160	121	75.6
44	152	120	78.9
45	147	123	83.7
46	110	93	84.5
47	105	88	83.8
48	213	146	68.5
49	145	136	93.8
50	93	73	78.5
51	148	124	83.8
52	85	67	78.8

母子栄養強化対策事業

この事業は、母子保健の最も基本的な一つである栄養を改善するため、低所得世帯の妊産婦と乳児に対して、牛乳を公費で負担して支給するもので、久万町では、昭和46年度からこの事業を開始した。

支給対象者は、妊産婦及び乳幼児のうち、A階層＝生活保護世帯、B階層＝町民税の非課税及び減免世帯、C階層＝町民税の均等割のみの世帯及び町民税の均等割所得割課税世帯であって、前年度分の所得税が非課税の世帯となっており、支給期間は、妊婦にあつては6ヶ月間、産婦は3ヶ月間、乳幼児には生後4ヶ月以降9ヶ月間（未熟児又は医師により栄養強化を行うことが必要と認められたもの）、1人1日当たり牛乳200cc1本又はこれに相当する粉乳を支給している。

母子栄養受給者状況

年度(昭和)	項目	妊産婦実人員 (人)	乳幼児実人員 (人)	合計 (人)
46		15	9	24
47		41	35	76
48		60	46	106
49		73	64	137
50		52	68	120
51		66	34	100
52		66	8	74

(4) 結核予防対策

昭和25年まで国民の死亡原因のトップをしめてきた結核は、医療などのめざましい進歩によって大幅な減少をみせ、昭和36年は、全国で161.5万人もいた患者が同40年末には147万人に減少している。

減少の理由としては、近代医学の進歩と結核予防法による健康診断・保健指導の強化などがあげられる。

結核検診と結核患者状況

年度(昭和)	一般住民結核検診			登録患者数(人)	人口(人) 12月31日現在
	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)		
34	7,407	1,913	25.8	395	14,979
35	6,891	5,519	80.1	341	14,600
36	6,354	2,413	38.0	196	14,266
37	6,354	3,128	49.2	143	14,167
38	4,379	3,407	77.8	145	13,546
39	4,313	2,513	58.3	155	13,112
40	4,313	2,512	58.2	138	12,779
41	4,050	1,502	37.1	120	12,253
42	4,149	2,315	55.8	129	11,895
43	4,032	1,320	32.7	115	11,336
44	4,123	4,114	99.8	130	11,248
45	5,648	4,035	71.4	102	10,933

II 住みよい町づくり

区分 年度(昭和)	一般住民結核検診			登録患者数 (人)	人口 12月31日現在(人)
	対象者 (人)	実施者 (人)	受診率 (%)		
46	5,218	4,313	82.7	83	10,586
47	4,776	3,850	80.6	73	10,336
48	4,708	3,980	84.5	70	10,085
49	4,671	3,755	80.4	50	9,893
50	4,828	3,791	78.5	51	9,790
51	4,685	3,687	78.7	33	9,730
52	4,660	3,803	81.6	41	9,611

(5) 献血業務

最近の交通事故の多発、輸血を必要とする疾病の増加など、輸血用血液の需要はますます増大してきている。

久万町では昭和43年から献血車による採血を実施して来た。町民各位の協力により目標以上の献血数を確保する事が出来ている。

なお献血者には、「検査サービス」を実施しており、その内容はつぎの通りである。

- (1) 梅毒の検査 (2) コレステロール検査(動脈硬化) (3) 総蛋白質検査(肝臓)
- (4) 尿素窒素検査(腎臓) (5) GOT検査(心臓・肝臓)
- (6) アルカリフォスファターゼ検査 (骨・肝臓・たんのう・腸・脾臓)

これらの検査で異常のあった者には、献血後2週間以内に連絡することになっている。

採血状況

区分 年度(昭和)	採血状況		
	献血目標数(人)	献血実施数(人)	目標達成率(%)
43	170	228	134
44	200	232	116
45	180	194	108
46	130	154	118
47	125	138	110
48	130	275	212
49	197	284	144
50	197	219	111
51	164	276	168
52	185	363	196
53	208	321	154

(6) 成人病対策

成人病対策の一環として住民健康検診を実施している。久万保健所の技術協力を得て、各地区を検診してまわっているが、受診率は低い状態である。

一般住民健康検診(30才～64才)

項目 年度 (昭和)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	有所見者数		有所見率(%)
				要治療(人)	要注意(人)	
44	3,154	408	13	111	109	54
45	3,225	353	11	95	126	63
46	2,585	283	11	83	105	66
47	1,925	321	17	89	126	67
48	3,398	717	21	226	290	72
49	3,143	869	28	331	444	89
50	3,370	1,174	35	168	250	36
51	3,891	1,024	26	217	350	55
52	3,921	1,338	34	184	414	45

老人健康検診(65才以上)

項目 年度 (昭和)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有所見者数		有所見率 (%)
				要治療(人)	要注意(人)	
44	1,019	247	24	149	88	96
45	1,071	362	34	222	105	90
46	859	201	23	159	29	94
47	1,116	193	17	142	41	95
48	1,186	312	26	235	62	95
49	1,388	332	24	247	82	98
50	1,400	399	29	151	96	62
51	1,272	382	30	186	125	81
52	1,272	312	26	123	106	73

II 住みよい町づくり

(7) 地区診断

昭和48年上畑野川地区診断

聖カタリナ女子短期大学生により地域の栄養調査・生活の実態調査を7月7日から3日間74世帯男子125名女子130名を対象に行った。また2日間は次の内容の健康診断も行った。

1. 問診
2. 身体計測
3. 血圧測定
4. 尿検査
5. 貧血検査

昭和49年露峰地区での総合健康診断

地域の栄養調査や生活の実態調査が、7月9.10.11日の3日間にわたって露峰地区で行われた。この調査は、共同保険計画事業の一環として実施されたもので、町民の健康管理の状態を探究し、自主的な健康意欲を増進して明るい町づくりをしようとするものである。対象は、30才以上の住民1人1人について、その生活実態と栄養量の調査が行われた。この調査には、聖カタリナ女子短期大学の食物学科（栄養士）2年生の校外実習をかねた支援によって行われたもので、同短大生107名は11名の教師に引卒され7月8日午後2時父二峰に到着し父二峰中学校の体育館に合宿、早速同夜から担当の学生が顔合せのため、各家庭を訪問し3日間の打合せを行った。

調査は、期間中の3日間、朝、昼、夕食時に各家庭を訪問し、食事の原材料から1人1人の摂取量まで計量して実際の栄養量を計算すると同時に、3日間の内1日については、労働時間から休憩時間、就寝の時間まで細かく調査した。また1日は、西田久万保健所長、竹下町立病院長、宮原父二峰診療所長らの医師によって下記の内容の健康診断も行われた。

1. 問診
2. 身体計測
3. 血圧測定
4. 尿検査
5. 貧血検査
6. 聴打診
7. 心電図検査

昭和50年明神地区の栄養調査と健康診断

地区住民の健康状態を栄養摂取量や労働条件等併せて調査し、久万町全住民の健康増進運動へと発展させていく主旨のもとに、昭和50年7月9日から3日間、明神地区を対象に実態調査が行われた。

聖カタリナ女子短期大学から実習生105名が明神小学校に宿泊し、3日間79世帯の食事の量や労働時間について各家庭を訪問し、調味料に至るまで詳細に計り、個人個人の1日の食事の量を調査した。この調査は、県医師会、聖カタリナ女子短期大学、久万町が中心になり地区住民の健康や医療体制を調べ、健康で明るい町づくりを目指すものである。すでに久万町では露峰地区、上畑野川地区の2か所で調査し、その結果は各家庭に報告されているが、農村地区でも次第に文化生活が定着し、食事についても以前とは比べものにならないものになっている。反

Ⅱ 住みよい町づくり

面、栄養摂取の偏りが著しく疾病の原因となる報告もなされており、調査地区の住民から好評を得ている。

明神公民館では久万保健所、地区住民の協力により、血圧測定、尿検査、心電図、レントゲン検査、胃がん検診等の健康診断が行われた。

昭和51年上直瀬地区の栄養調査

近年は非常な不況で、きびしい情勢下にある。行政にもこのような動向のなかで住民の所得増大と健康増進に努力を重ねなければならない。そこで、久万町では、県医師会、聖カタリナ女子短期大学の協力によって地区住民の健康状態を栄養摂取量や労働条件などの面と併せて調査し、結果を各家庭に報告して、自らの健康は、自らが守り、健康で明るい町づくりを目指してもらう主旨のもとに7月18日から3日間上直瀬地区を対象に実態調査を行った。これと併せて健康診断も保健所係員の協力を得て上直瀬公民館で19、20日の2日間行われ314人が受診した。検診は、身長、体重の測定、血圧測定、尿検査、血液比重測定、レントゲン検査、心電図、検便等の検査にあわせて特に、この地区では蟻虫検査も行われた。

昭和51年寿健康大学

3月7日、久万保健所が進める「第1回寿健康大学」が町民館で行われ、町内各地から55人の老人が集まり、健康診断や体操に取り組んだ。

寿健康大学とは、県下各保健所が年1回、米寿・喜寿・古希・還暦を迎える老人を対象に、栄養・運動・休養の調和のとれた健康指導を推進するために開設しているものである。

昭和52年下直瀬地区の栄養調査

人間にとって一番の幸せは健康である。健康は、1.運動 2.栄養 3.休養という3つの要素から成立するものである。ところが社会情勢の浮沈の多い今日にあって、さらに生活様式や労働条件の多様性によって、健康と栄養のアンバランスによる弊害は、医療費の高騰にあらわれている。このため、地域住民の日常生活の中から直接関係すると思われる、労働状態、健康状態、栄養の摂取状態を分析把握することにした。

調査は、7月27日から7月29日の3日間、聖カタリナ女子短期大学食物科学生60名によって、栄養と労働の実態調査が行われた。7月28日には、健康検査（胃がん・胸部レントゲン）が農協厚生連・保健所の協力によって併せて実施された。

11 久万町立病院

(1) 久万厚生病院の開設

戦後の食糧難による疎開・引揚者などによって、急激に増加した町民の医療に対する不安感を解消しようと、時の町長八木菊次郎は、病院設置を強く決意し、昭和21年7月、久万町158番地に起工した。一方では医師の招へいにもつとめ、松山市出身の吉村久雄医師を迎え同年8月1日より、役場の一室を国民健康保険直営診療所として発足させた。

昭和22年4月、木造2階建、総工費194万円で建築中であった病院が完成し、久万町国民健康保険久万厚生病院として診療を開始した。（現在の電報電話局敷地）

初代院長宇都宮利雄外3名の医師、看護婦12名、事務員9名のスタッフでスタートしたがその後、院長が開業のため退職、続いて他の医師の退職によって、病院運営は、極めて困難な事態に直面した。町長高野義唯は、医師招へいに東奔西走した結果長崎大学医学部の厚意により同大学と契約ができ以来同大学の積極的な協力によって、今日に至っている。

(2) 合併による町立病院の設立

昭和34年3月30日、町村合併のため、久万厚生病院を廃止し、翌31日久万町立病院と改称して発足した。

厚生病院当時より、患者数の増加のため病院増築の議が起こっていたが、敷地の関係上増築は、困難であり、移転新築の議となり、同32年2月1日、現在地久万町65番地へ第1期工事として結核病棟を、続いて第2期工事に診療棟の一部、一般病棟、給食棟を、第3期工事として、診療棟が、同34年12月25日竣工した。総工費2,878万円を要した。

昭和35年2月1日・新築された病院へ移転を完了し、4月1日より新病院で診療を開始した。

昭和36年9月2日・第4期工事として、一般病棟の増築（西病棟の北側半分）、看護婦宿舍医師住宅2戸の増・新築に着工し、翌37年5月26日竣工し当初の計画が一応完了した。第4期工事費は1,500万円を要した。

昭和37年5月に基準給食の承認、同38年4月、基準寝具の承認、基準看護（一般病棟1類、結核病床3類）の承認を受けた。

昭和35年統合した父二峰、直瀬、畑野川診療所を、同38年再び分離し、各診療所と町立病院とは、医療上は、密接な提携を続けるが、運営の機構及び経理は、それぞれ独立することになった。同年4月より、町立病院は、一部公営企業の適用を受けることになった。勿論医療を通じて町民の福祉に寄与するという本来の目的に変わりはないが、企業としての経済性の発揮によって、独立採算制を建前として運営されることになった。

昭和41年10月1日、久万町立病院と改称してから、初代院長として7年余旧厚生病院を含めると、12年余の間、病院の発展は勿論、郡内の医療行政に貢献してきた河野院長が退任したた

II 住みよい町づくり

め、後任として、佐賀県より医師竹下良夫(長崎大学医学部)を二代目院長として迎えた。

昭和39年9月、検査室の増築、同42年より、3年連続で診療室、病棟に暖房設備が完備された。工費は650万円を要した。内400万円は、国民年金還元融資を受けたものである。

この暖房設備の完成によって、それまで火鉢や石油ストーブに暖をもとめていた不便さが、解消された。同46年自動車車庫が57万円で、同47年に医師住宅が98万円で建設された。同48年には、火災報知機が設備された。

昭和49年12月、町民の多年にわたる要望であった歯科医師を台湾より迎えることができ、本館二階を増改築し歯科を開設した。初代歯科医は張措堂医師である。

同44年12月、医療技術の著しい向上と社会環境の向上によって、死亡率の上位を占めていた結核患者は激減したが、その反面成人病患者の増加をみるに至った。それらに対応するため、結核病床30床を10床にし、20床を一般病床に変更し、更に2床の増加が認められ、一般病床84床、結核病床10床の合計94床となった。

(3) 病院の改築

昭和32年に着工し、順次整備され今日に至る現病院も、木造建築のため老朽化が著しく火災に対する危険性も高くなった。更に設備、医療機械等も旧式のものが多く、数年前より改築の声が高まっていた。同50年7月、町立病院運営委員会において、病院改築構想について話し合わせ、早速病院建設専門委員会(委員長中野優)が設けられた。8月には、高知県の病院や県内の病院視察がなされ、病院建設は具体化の方向へすすみ次のように年次計画がたてられた。

- (1) 昭和51年度に医師住宅5戸の建設
- (2) 同52年度に国道33号線より、病院に通ずる病院道路の新設及び既設分の拡巾改修
- (3) 同53・54年度の2年間の継続事業として病院建設

昭和50年11月22日、病院建設について専門的に研究してきた病院建設専門委員会を発展的に解消し、新しく議会人による病院建設委員会(委員長上岡義幸)が結成された。早速、病院取付道路予定地の土地所有者及び関係者の会が開催され、その後土地所有者との交渉の結果買収交渉が成立した。

買収に要した総額

田、畑の部	879.8㎡	6,170千円	
宅地の部	395.92㎡	4,975千円	
補償の部	(住宅、倉庫、営業)	20,455千円	合計 31,600千円

昭和52年8月、病院建設委員会において、病院建設の基本構想が検討され、設計業者5社を選び仮設計を依頼する。

同年10月20日、5社より仮設計を受けとり、設計内容について委員会で検討。11月24・25日大分県別府リハビリテーションを町長、正副議長、正副委員長、病院関係者8名が視察する。

その間、病院においても、院長を中心にして院内検討会がしばしば開かれた。

II 住みよい町づくり

同年12月、建設委員会において慎重審議の結果、京都市の内藤設計事務所を選び設計を委託した。新しい病院は、鉄筋コンクリート2階建。延面積3,667㎡、一般病床89床、結核病床5床、リハビリ室、救急処理室、歯科技工室など新設。レントゲン検査室の充実、医療器械の更新などが計画されている。又玄関から二階まで車椅子、松葉杖のままで昇降できるようにスロープが採用されている。

建設に要する資金は、その大部分を国民年金還元融資を受けることによってまかなうことにし、起債許可のあり次第着工することになっている。

(4) 医師住宅の建設と取付道路の整備

都市の過密に対する、農村の過疎化現象はさまざまな社会問題を起こしているが、なかでも医療の充実にとまなう医師の確保の問題は辺地に住む住民の最大の願いであり、農山村のもつ共通の課題でもある。町営の医師住宅は、昭和36年に建築されたものであるが、経過年数に比して老朽化が著しく、その設備も狭隘であるうえ、不備な点が多かった。そのため、以前から改築が検討されていた。このたびの新しい医師住宅の建築は、幾分なりとも医師確保についての悩みが、解消されるであろうという希望的計画で実施されたものである。

この医師住宅は、ブロックコンクリート仕上げ二階建である。延面積 120㎡ 2戸。124㎡ 3戸の合計5戸で、昭和52年6月30日に起工した。総工費5,281万円を要したが、その資金の内、3,440万円は国民年金還元融資を受け、870万円は、縁故債（久万農協）でまかない残る不足金は、一般会計より補充した。

本体工事竣工後物置、門、塀などの工事が、695万円でなされた。

国道33号線から病院に通ずる道路の整備についても以前からの懸案であったが、昭和51年度用地買収を終り、同52年度事業として施工された。この道路は、車道巾員5m、歩道2mで、33号線から旧国道（現在町道）の間145.1mは、新設で旧国道から病院間の128.4mは、拡巾したものである。工事費は、1,150万円を要した。

その他 参考資料

第1表 許可病床数の推移(合併後)

年月日	項目	一般病床	結核病床	合計	備考
35.4.1		34	30	64	
37.2.27		62	30	92	
49.12.2		84	10	94	
53.7.10		89	5	94	

第2表 昭和41年～52年間の病院事業収支決算書

(単位円)

区分 年度 (昭和)	収 入			支 出			剰 余 金 又 は 欠 損 金
	医業収益	医業外収益	収入計	医業費用	医業外費用	支出計	
41	60,524,503	2,226,999	62,751,502	62,671,079	2,328,760	64,999,839	2,248,337
42	62,439,954	1,994,905	64,434,859	67,332,425	2,198,126	69,530,551	5,095,692
43	80,441,695	2,224,744	82,666,439	79,697,289	2,095,087	81,792,376	874,063
44	92,391,501	2,541,089	94,932,590	92,588,496	1,940,284	94,528,780	403,810
45	97,859,939	2,668,177	100,528,116	98,630,781	1,970,526	100,601,307	73,191
46	114,694,328	4,505,174	119,199,502	119,116,647	2,219,667	121,336,314	2,219,667
47	118,294,257	3,210,937	121,505,194	117,304,409	1,964,990	119,269,399	2,235,795
48	167,213,748	4,392,697	171,606,445	153,343,533	2,447,881	155,791,414	15,815,031
49	207,022,103	8,237,120	215,259,223	207,099,112	1,738,648	208,837,760	6,421,463
50	228,277,998	5,018,156	233,296,154	230,706,220	2,329,953	233,036,173	259,981
51	257,019,685	5,900,377	262,920,062	246,614,000	2,409,146	248,268,517	14,651,545
52	266,647,698	10,106,901	276,754,599	266,790,458	7,048,666	273,839,124	2,915,475

第3表 患者数の推移(昭和41年～52年)

区分 年度(昭和)	入院患者(人)	外来患者(人)	合 計
41	19,097	39,047	58,144
42	18,056	38,261	56,317
43	17,561	44,689	62,250
44	17,854	46,283	64,137
45	15,892	46,702	62,594
46	17,272	51,917	69,189
47	15,218	50,738	65,956
48	21,440	63,297	84,737
49	17,987	60,937	78,924
50	16,589	60,252	76,841
51	16,121	57,750	73,871
52	17,294	57,896	75,190

II 住みよい町づくり

第4表 職員数及び給与費の推移(昭和41年～52年)

区分 年度(昭和)	医師(人)	看護婦(人)	医療 技術員 (人)	事務員 (人)	その他の職員(人)	合計(人)	給与費(円)
41	4	13	3	8	17	46	31,245,555
42	4	13	3	8	18	46	36,304,994
43	4	18	4	8	17	51	40,985,784
44	4	20	4	8	15	51	47,653,830
45	4	20	4	8	15	51	52,347,417
46	4	18	4	9	15	50	59,482,139
47	4	18	3	8	13	46	63,353,996
48	4	17	3	9	13	46	80,110,570
49	5	18	2	10	13	48	117,420,237
50	5	17	3	10	14	49	137,840,170
51	5	17	4	10	13	49	150,676,972
52	5	17	4	10	13	49	169,037,260
53	5	16	6	10	14	51	

第5表 久万町立病院医師名簿(昭和34年～53年6月)

氏名	職名	就任年月日	退職年月日	就任期間	備考
河野 通夫	院長	29.年 7.月 1日	41.年 9.月 30日	12.年 2 か月	
日浅善一郎	外科医長	34. 10. 1	38. 1. 31	3. 3	
古川 大典	内科医長	37. 2. 12	38. 9. 30	1. 7	
相良 暢男	外科医長	31. 1. 5	34. 9. 20	3. 8	
中野 正心	医局長	34. 8. 4	36. 3. 31	1. 7	
藤原 京太	〃	32. 9. 30	34. 8. 7	1. 11	
梅原 敏郎	父二峰診療所長	35. 3. 28	36. 12. 31	1. 9	
森 養治	外科医師	38. 4. 25	38. 7. 31	0. 3	
佐藤 信二	〃	38. 1. 24	38. 4. 30	0. 3	
丸木 建	直瀬診療所長	34. 6. 1	38. 5. 5	3. 11	
内村 正幸	外科医長	38. 8. 1	39. 5. 3	0. 9	
宮原 茂	内科医師	38. 11. 1	40. 4. 1	1. 5	39. 4. 1より 父二峰診療所長
松尾 昭一	畑野川診療所長	35. 4. 1	39. 9. 30	5. 5	
宮田 武	父二峰診療所長	37. 2. 1	39. 1. 30	2. 0	

II 住みよい町づくり

白 賓 宏	直瀬診療所長	39.年 4.月 1日	40.年 11.月 30日	1. 7 か月	
富永賢一郎	小児科医長	37. 4. 21	41. 7. 31	4. 3	
富田 英明	内 村 医 長	39. 3. 1	41. 6. 30	2. 3	
牧野邦司郎	臨時医局員	41. 7. 1	41. 10. 31	0. 3	
伊藤 淳一	〃	41. 11. 1	41. 12. 30	0. 1	
西 醇夫	〃	42. 1. 1	42. 4. 30	0. 4	
広田 正毅	〃	42. 2. 4	42. 3. 5	0. 1	
関 悦治	〃	42. 2. 24	42. 3. 20	0. 1	
大野 美穂	産婦人科医長	30. 9. 8	46. 7. 1	15. 10	
林 忠実	〃	47. 12. 1	52. 9. 30	4. 10	
竹下 良夫	院 長	41. 10. 1	今日に至る		
富田 英明	副 院 長	42. 4. 1	〃		
矢野 侃夫	〃	39. 5. 1	〃		
張 措堂	歯 科 医 長	49. 11. 29	〃		
中留 邦彦	産婦人科医長	52. 12. 1	〃		
梶原 伸介	嘱 託	52. 4. 1	〃		愛大医学部より 毎週1回

第6表 事務長・薬局長・婦長・各部門主任名簿(昭和34年～53年6月)

氏 名	職 名	就任年月日	退職年月日	勤務期間	備 考
矢野 邦弘	事 務 長	S 30. 4. 1	S 44. 4. 1	13.年 0 か月	
山尾 澄子	薬 局 長	28. 9. 22	50. 12. 31	21. 3	
日之西儀三郎	事 務 長	44. 4. 2	46. 6. 18	2. 2	
中岡 豊数	X線主任	23. 10. 1	現 在		
光田ヨリエ	婦 長	21. 11. 20	〃		
和田 藤平	事 務 長	46. 6. 19	〃		
岡田 精郎	薬 局 長	53. 6. 1	〃		

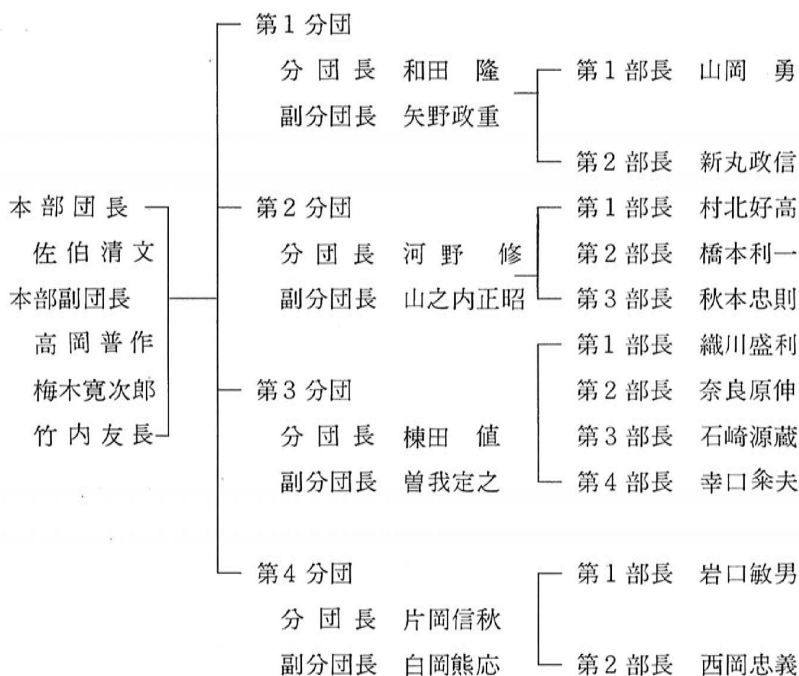
12 消 防

(1) 久万町消防団の発足

久万町の合併により、旧町村消防団（久万町 203名、川瀬村 137名、父二峰村 122名）を解団し、これに美川村の一部楨谷地区を合併して、4分団、定員 480名からなる久万町消防団を結成した。消防機材（三輪ポンプ1台、手引動力ポンプ1台、小型動力ポンプ27台）を配置し、結団式を挙げて、名実共に充実した久万町消防団を発足させたわけである。

合併当初における消防機構、及び装備

幹部名簿（S 34. 4. 3 結団）



装備状況及び定員（S 34. 4. 1）

種別 所属	三輪ポンプ	手引動力ポンプ	小型動力ポンプ	計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部				台	1	3						4
第1分団			7	7			1	1	3	15	100	120
第2分団	1		5	6			1	1	3	13	79	97
第3分団		1	7	8			1	1	4	19	112	137
第4分団			8	8			1	1	2	8	110	122
計	1	1	27	29	1	3	4	4	12	55	401	480

(2) 機構改革

消防団再編成

昭和40年4月1日、再編成を実施した。

この再編成問題は、39年4月ころより消防団幹部、消防委員によって重要な問題として取り上げられた。関係者が消防団編成先進町村の研修視察などを行い約1か年にわたって慎重審議し、昭和40年4月に再編成改革を行ったのである。

再編成を行った理由として、次のような事項があげられよう。

- ① 農村人口の流出によって、地域によっては団員の確保が出来にくくなったこと。したがって、分団単位の人数の均衡がとれなくなった。
- ② 懸案であった自動車ポンプが購入されたことにより、配置上の問題について基本的に検討する必要が生じたこと。
- ③ 道路網が整備されたこと。
- ④ 小型動力ポンプが充実したこと等。

機構改革による久万町消防団編成表 (S 40. 4. 1現在)

分 団	部	ポンプ 台 数	団 員 数				地 区 名	戸 数
			部長	班長	団員	計		
第1分団	第1部	2 ^台	1 ^人	3 ^人	27 ^人	31 ^人	東明神	299 ^戸
分団長1	第2部	2	1	3	27	31	西明神・入野	258
副分団長1	第3部	3	1	3	26	30	住安・本町・古町・辻・北村 槻沢・高野	357
第2分団	第1部	1 ^{ポンプ車}	1	4	25	30	桂町・福井町・曙町・緑ヶ丘 中ノ上・中ノ下・中通・東国	439
分団長1	第2部	3	1	3	26	30	大谷・上ノ一・二・中・下 目切・宮ノ前・馬酔谷	289
副分団長1	第3部	2	1	2	18	21	中野村・楨谷	61
第3分団	第1部	3	1	3	28	32	下畑野川	269
分団長1	第2部	2	1	2	23	26	上直瀬	285
副分団長1	第3部	2	1	2	18	21	下直瀬	89
	第4部	2	1	2	23	26	上畑野川	167
第4分団	第1部	4	1	3	38	42	二名	226
分団長1	第2部	4	1	4	36	41	父野川・露峰	282
副分団長1								
合 計		30 ^{ポンプ車} 1	12	34	315	369		3,021

現在の消防団機構、及び装備

久万町消防団編成表 (S 53. 5. 31 現在)

分 団	部	ポンプ 台 数	ポンプ 積載車	団 員 数				地 区 名	戸 数
				部長	班長	団員	計		
第1分団	第1部	2		1	3	20	24	東明神	267 ^戸
分団長1	第2部	2	1	1	3	22	26	西明神・入野	288
副分団長1	第3部	ポンプ車1		1	4	22	27	住安・本町・古町・辻・北村 槻沢・高野・春日台	462
第2分団	第1部	ポンプ車1		1	5	22	28	桂町・福井町・曙町・中通・旭ヶ 丘・中ノ上・中ノ下・東国・緑ヶ丘	526
分団長1	第2部	2	1	1	4	18	23	大谷・上ノ一・二・中・下 日切・宮ノ前・馬酔谷	274
副分団長1	第3部	2		1	2	16	19	中野村・楨谷	50
第3分団	第1部	2	1	1	3	18	22	下畑野川	226
分団長1	第2部	2	1	1	2	18	21	上直瀬	255
副分団長1	第3部	2	1	1	2	17	20	下直瀬	79
	第4部	2		1	2	18	21	上畑野川	154
第4分団	第1部	2		1	2	18	21	二名(瀬戸～東条)	99
分団長1	第2部	2	1	1	2	18	21	二名(森田～永久)	89
副分団長1	第3部	2	1	1	2	16	19	父野川・橋詰	104
	第4部	2		1	2	20	23	西野川・中村・中組・若宮・落合	144
合 計		24 ポンプ車2	7	14	38	263	315		3,017

消防機構、及び幹部名簿 (S 53. 5. 1 現在)



II 住みよい町づくり

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>第3分団</p> <p>分団長 松本鶴三</p> <p>副分団長 高橋頼雄</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>第4分団</p> <p>分団長 池田義信</p> <p>副分団長 成野都博</p> </div> </div>	第1部長	岡 信一	—	班長3個班
	第2部長	大野 護	—	班長2個班
	第3部長	山内茂一	—	班長2個班
	第4部長	石田佐々雄	—	班長2個班
	第1部長	石丸 司	—	班長2個班
	第2部長	小松孝志	—	班長2個班
	第3部長	中野 久	—	班長2個班
	第4部長	西本隆雄	—	班長2個班

火災及び災害発生状況一覧表

発生年月日			種 別 状 況
年	月	日	
34	8	12	台風6号による家屋浸水、川瀬地区、久万地区団員出動警備
35	3	6	入野、重藤市次郎所有林火災、夫人全身火傷
	4	9	東明神本組上笠松城跡、山林火災
	5	31	上野尻中組、山林火災
	6	11	下畑野川、石田忠夫氏家屋火災全焼
36	4	1	父野川芋坂地区、山林火災
	4	7	菊ヶ森、山林火災
	7	31	直瀬、加藤明雄氏家屋火災 2棟全焼
	8	30	菅生槻の沢、大堀武雄火災 2棟全焼
	12	15	住安町、4棟全焼
37	1	3	積雪のための被害、野尻家畜保健所、西明神、田中氏宅倒壊
	3	14	槻の沢、町有林火災
	5	22	露峰引地、町有林火災
	11	1	東明神皿木、山林火災
			小田町官有林狼ヶ城、山林火災
38	1	7	積雪のため、上野尻住宅1棟大破
	1	15	伊与鉄バス車庫積雪のため倒壊
	2	7	入野、丸野産業火災
	2	28	二名富重、谷脇武満氏家屋火災、子供3人焼死
	8	8	台風9号、水防本部設置警備に当たる。
	12	7	西明神、清水建設事務所火災

39	5	17	伊予銀行社宅、風呂場より出火（ぼや）
	8	24	瀬戸、山田氏宅出火
	9	24	直瀬、台風20号による人家損壊、1名死亡、1名重傷
40	3	9	下直瀬、山林火災
	5	17	三坂、清水建設飯場全焼
	6	13	曙町、上浮穴統合伝染病棟全焼
	7	29	入野、日野奏氏の隠居全焼・東明神高山、山林火災
	15		台風24号により水防本部設置
41	9	26	宮の前、家屋火災（ぼや）
	12	2	入野、作業場火災
	4	16	下畑野川、今井氏宅火災全焼
	4	20	入野、重藤氏宅火災
42	8	6	下畑野川、山林火災
	8	12	露峰中村、山林火災
	5	17	下野尻、西野氏宅火災
	7	9	台風7号により水防本部設置
43	8	7	上畑野川、山林火災
	4	1	入野、山林火災
	6	18	二名、亀ヶ谷県有林、町有林火災
	7	2	台風3号により行方不明者（2名）捜索 6日高知県にて1名発見（死亡）
44	7	27	台風4号により水防本部設置
	3	18	上直瀬、小倉、大野氏宅納屋全半焼
	8	16	露峰、白石優氏宅火災
	12	19	二名、旧父二峰支所火災全焼
45	4	9	直瀬、段王武志氏宅火災
	4	29	上畑野川皿ヶ嶺国有林火災
	5	17	直瀬本谷、山林火災
	7	12	高知県吾川郡、自動車事故による行方不明者捜索 14日発見（死亡）
	8	5	入野、中田製材ボイラー室火災
	8	21	台風10号により水防本部設置
46	12	22	福井町、山之内友樹氏宅火災
	1	28	菅生、井上範雄氏宅納屋火災
	3	12	西明神槇の川、大野義雄氏宅火災
	3	17	下畑野川紅吉、山林火災

II 住みよい町づくり

46	3	21	東明神野地、山林火災
	3	22	直瀬、石丸正助所有山林火災
	4	6	菅生楨谷、山林火災
	4	7	東明神三坂、山林火災
47	3	22	東明神小皿木、山林火災
	4	8	菅生槻の沢、採石事務所火災
	4	17	菅生楨谷、山林火災 上畑野川河ノ内、山林火災
	7	24	台風9号により水防本部設置
	9	21	菅生北村、藤社照美氏宅養蚕室火災
48	12	5	上野尻日切、菅 武誉氏宅火災（ぼや）
	2	1	二名保育所火災
	3	27	二名瀬戸、山林火災
	9	1	菅生宮ノ前、平塚高志氏宅火災
	11	17	二名、井上週一氏宅火災
	12	15	菅生中通、浅木 勉氏宅納屋火災（ぼや）
49	3	22	森林組合川瀬支所製材火災（ぼや）
	3	31	上畑野川岩川、渡部良夫氏宅乾燥場火災
	6	3	入野、明星 栄氏宅火災
	6	22	緑ヶ丘、十川幸太郎氏宅火災
	7	30	入野、行方不明者捜索
	12	25	菅生中通、堀部八郎氏宅火災
50	2	13	二名東条、山林火災
	2	28	曙町、山之内光子氏宅火災
	3	2	露峰若宮、山林火災
	3	24	下畑野川西峰、山林火災
51	9	11	台風17号により水防本部設置
	10	18	下野尻、山崎 茂氏宅火災
52	2	20	二名、寺岡茂貴氏宅納屋火災（ぼや）
	10	4	曙町、高木正道氏宅火災
	12	12	東明神、石丸縫製作業場火災
	12	22	久万町辻、大野トミエ所有空家火災
53	5	22	入野、中田製材作業場火災（ぼや）
	5	26	直瀬、古岩屋大師岳、山林火災

愛媛県消防操法競技大会

昭和36年3月21日 三輪ポンプ自動車の部 優勝 第2分団第1部
 昭和39年9月20日 ポンプ自動車の部 優勝 第2分団第1部

愛媛県消防操法上浮穴地区大会

昭和38年度(第4回) 優勝 第3分団
 昭和41年度(第7回) 優勝 第2分団

表彰歴

県消防協会 竿頭綬 昭和37年1月8日
 日本消防協会 竿頭綬 昭和38年2月11日
 県知事 竿頭綬 昭和49年1月8日
 県知事 表彰旗 昭和53年5月29日

13 救急業務

久万町では、昭和47年頃より東利雄が救急業務を行っていたが、50年8月、事故死したため救急業務は中断された。住民は、交通事故や急病人が出たとき患者の搬送を憂慮していた。

町では、住民の生命を守り住民の不安を解消するため、町民を対象に役場職員による救急業務を昭和51年度より実施した。

職員による救急業務は、特定職員を置かず全職員がこれに当たり、夜間も宿直3人制として24時間体制で業務に対応したのである。

当初は、上浮穴郡統合伝染病棟より借り受けた救急車で、業務の処理に当たっていたが、国庫補助金を受け、さらに、久万ライオンズクラブの協力を得て、最新式2B型救急車を購入した。

昭和53年4月、広域消防署が発足し、正式に救急業務が開始され、職員による救急業務は発展的に解消した。この2年間における取扱件数は、323件であった。

役場救急業務出勤状況

年度別	種別	交 通	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	自 損 行 為	急 病	そ の 他 (患者輸送)	不 搬 送	計
51年度		28	12	0	11	0	47	49	8	155
52年度		26	13	4	11	5	51	50	8	168

14 自然保護

自然は、先祖から受け継がれた遺産である。これを守り子孫に引き継がなければならない。昭和40年代、我が国の経済は高度成長期を迎え、住宅用地として、あるいはレジャー用地としての大型開発が進められ、各地で自然保護と開発の問題が台頭してきた。

自然に恵まれた久万町では、林野の樹木や石などが不法に採取され、住民からの苦情が相ついで。そこで町では、これらの被害を防ぎ自然を守るため、昭和48年10月、久万町自然保護監視員11名を選任し、自然の保護に努めている。

久万町自然保護監視員名簿（自昭和48年10月～至現在）

久万地区	秋本 政雄	父二峰地区	宮崎 清喜	川瀬地区	小川 義輝
	山之内久夫		竹内 尚夫		黒田 勇
	重松 熊夫		中野 久		青木 雅
	山本 真澄		池田 勝広		

15 郷土美化活動

住民の生活水準の向上に伴ってごみの量も増加し、河川やあき地などへのごみの投棄が目立ってきた。

昭和45年、「みんなの手で川を美しくしよう。」のテーマを提起し、公民館・婦人会を軸に町民運動として美化活動を進めてきたのであるが、昭和47年、「郷土を美しくする運動」が提唱され、さらに昭和52年、「クリーン愛媛運動」に改称され、県民運動として広く県下全域で組織的な美化活動が展開されるようになった。

久万町においても、この運動を広く推進し、学校児童生徒をはじめ老人クラブなど、地域・職域・団体等の組織活動を通じて、住民の総参加による美しい町づくりへの努力を積み重ねている。

16 上浮穴郡生活環境事務組合

郡内の町村が同一目的の事務を共同で処理するために、各種の一部事務組合を設立していた。これら特別地方自治体である一部事務組合の行財政力を強化し、行政事務の合理化と能率化をはかり、広域行政への需要増大という住民の要請にこたえるため、上浮穴郡町村財産管理組合久万地方清掃事務組合・上浮穴郡統合伝染病棟組合・上浮穴養護老人ホーム組合の4組合を統合するとともに、これまで久万町の特別会計で運営してきたし尿処理事業、又小田町のごみ処理施設をも含めて一つの事務組合とし、昭和48年4月上浮穴郡生活環境事務組合を設立した。その後同年12月「老人いこいの家」を名勝の地古岩屋に建設、さらに昭和53年4月上浮穴消防署の建設により、郡内の広域行政機構は一段と充実してきた。

事務組合は、事務所を上浮穴郡町村会館内におき、事務組合議会の議員は各町村長及び町村議会の議長をもって構成し、組合長は組合議会の議決に基づき、組合の管理運営に当たっている。

歴代組合長及び副組合長

	組合長	在 職 期 間	副 組 合 長	在 職 期 間
初代	日野 泰	自昭和48年 4月 1日 至昭和50年 5月15日	近沢房男	自昭和48年 4月 1日 至昭和50年 5月15日
2代	河野 修	自昭和50年 5月16日 至現在	近沢房男	自昭和50年 5月16日 至現在

組合議会議員名簿

在 職 期 間	氏 名				
自昭和48年 4月 1日 至昭和50年 5月15日	中川鬼子太郎	新谷 優	太田 国康	河野 修	目戸 巖
自昭和50年 5月16日 至昭和52年 7月 4日	中川鬼子太郎	天野 登	大野 武一	大野美奈夫	目戸 巖
自昭和52年 7月 5日 至現在	中川鬼子太郎	天野 登	大野 武一 S 53. 5. 25辞任	大野美奈夫	目戸 巖
	上沖 健市	木下 勲	高木 秀雄	館野 義行	福徳 太郎 S 53. 5. 25辞任
	林 与一郎 S 53. 5. 26より	富永 明 S 53. 5. 26より			

Ⅱ 住みよい町づくり

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、昭和29年7月生活保護法による保護施設、上浮穴養老院組合立上浮穴養老院として発足した。この養老院も開設当時は定員30名に対し収容人員は20名であった。昭和38年8月老人は社会全体から敬愛されるべきだとして、老人福祉法が制定された。この老人福祉法に基づき同養老院も、65才以上の者であって、身体・精神又は環境上もしくは経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を収容し、その心身の健康保持及び生活安定のために必要な措置をもって、老人の福祉増進を目的とした老人福祉施設となり、名称も上浮穴養護老人ホームとなった。

その後住民の理解も深まり入所希望者も年を追って増加し、収容能力にも不備をきたす状態となったので、昭和42年4月一部を増築して定員50名の施設とした。

昭和48年上浮穴郡生活環境事務組合の設立により同組合に編入し、名称も上浮穴郡生活環境事務組合養護老人ホームとなった。

ホームでは、教養施設・娯楽施設などを入所者に自由に利用してもらい、情操を高め入所者相互の親睦をはかっている。又地域社会との交流を目的として春秋に1日旅行を行ったり、趣味の展示会・老人大学・社会福祉団体の運動会などへは積極的に参加している。

歴代組合長及びホーム長

	組合長	在職期間		ホーム長	在職期間
初代	高岡貞一郎	自S 29. 7. 1 至S 30. 4. 30	初代	高岡貞一郎	自S 29. 7. 1 至S 39. 1. 31
2代	相原芳太	自S 30. 5. 1 至S 34. 4. 30	2代	日野 泰	自S 39. 2. 1 至 41. 4. 30
3代	日野 泰	自S 34. 5. 1 至S 50. 4. 30	3代	東 右一郎	自S 41. 5. 1 至S 45. 3. 31
4代	河野 修	自S 51. 5. 1 至現在	4代	西原加喜也	自S 45. 4. 1 至S 52. 3. 31
			5代	岩川 健一	自S 52. 4. 1 至現在

入所者状況

	全体	久万町
S 29.7(開設時)	20名	7名
S 30. 4現在	30	8
S 35. 4現在	33	11
S 40. 4現在	34	6
S 45. 4現在	54	20
S 50. 4現在	55	18
S 53. 4現在	52	21

職員の配置

施設長1・指導員1
 事務員1・寮母5(1)
 看護婦1・調理員2(2)
 嘱託医1・非常勤栄養士
 1()内は臨時職員

II 住みよい町づくり

〔施設状況〕

敷地面積 1,645㎡・建物面積 826㎡・木造平屋建 ブロック平屋建

〔建物の状況〕

管理棟 事務室・面接室・診察室・静養室・寮母室兼宿直室・集会室兼食堂・調理室・調理事務室・食品庫・倉庫2・浴室・洗濯場・干場・脱衣室・職員便所

収容棟（4棟）

3人部屋 6畳10室 便所男女別4

4人部屋 8畳7室 便所男女別各2 洗面所 4

〔行事〕

月例行事 誕生会・老人・職員話し合いの会・職員会

年中行事 4月 節句・花見・第一回健康診断

5月 春季1日旅行・避難訓練

6月 日悩予防接種・レントゲン検査・町内遠足

7月 ホーム開設記念日・避難訓練

8月 七夕祭・町内七夕めぐり・お盆・物故者法要

9月 敬老週間・老人ホーム大会・避難訓練

10月 秋季1日旅行・感冒予防接種・防火総合訓練

1月 新年宴会・避難訓練

2月 節分

3月 老人趣味の展示会出品・見学を兼ね1日旅行・避難訓練

日 課

項目	時間	摘要
起床	夏6:00冬6:30	変更するときもある
清掃		床上げ、居室、廊下、便所
朝食	7:30～8:00	配膳7:15
自由時間		訪問行事9:00～11:00まで
昼食	11:30～12:00	配膳11:15
体操	13:00～13:15	町民体操
自由時間		訪問行事13:00～15:00まで
夕食	16:30～17:00	配膳16:15
自由時間		
消灯	21:00	消灯後は禁煙

週間日課
○毎週火曜日 9:00～10:40 詩吟教室 13:00～15:30 入浴
○毎週水曜日 9:00～10:00 レクリエーション
○毎週木曜日 通院 投薬日
○毎週金曜日 9:00～10:00 散歩(町内社寺等) 13:00～15:30 入浴

II 住みよい町づくり

(2) 伝染病隔離病舎

明治30年4月、法律第3号によって初めて伝染病予防法が制定され、法定伝染病が発生した場合、各市町村は、隔離・消毒などの義務を負うことになった。

この法律によって各市町村では、隔離病舎を建築設置し患者を収容してきたが、昭和27年、上浮穴郡の11ヶ町村(久万町・川瀬村・父二峰村・面河村・仕七川村・弘形村・中津村・柳谷村・小田町村・参川村・田渡村)が統合伝染病棟組合をつくり、久万町大字久万町11番地に、木造モルタル造り延床面積 423.1㎡ の伝染病棟を建設した。以来、上浮穴郡内の各町村で発生する伝染病患者の収容と治療を行ってきたが、昭和40年6月13日深夜、食器釜の過熱から出火し、病棟は全焼した。当時久万小学校児童を中心に、赤痢の集団発生があったため全焼した病棟には29名の患者を収容していたが、幸い1人の負傷者もなく患者は臨時病舎へ収容された。

翌41年には、隔離病舎の新築計画にとりかかり42年春、総工費1,320万円で鉄筋コンクリート造り平家建延床面積 395,28㎡ の病舎が完成したのである。

その後、昭和48年4月1日、上浮穴郡生活環境事務組合の設立と同時に組合に編入し、同組合において管理運営され今日に至っている。

収容者数

年度(昭和)	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
全体(人)	151	41	53	54	101	15	180	37	6	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0
久万町(人)	100	26	30	17	33	0	135	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

(3) 上浮穴消防

地域住民の命とくらしを守るため、多年の懸案であった広域消防業務は、上浮穴郡5カ町村の共同業務として、昭和52年4月政令指定を受け、職員の採用並びに研修・本部署・分駐署の建築・装備の充実等を図り、昭和53年4月1日より上浮穴郡生活環境事務組合上浮穴消防本部・署として正式に業務を開始した。

業務は、予防業務（危険物施設の検査指導、防火対象物の検査指導、一般家庭等の防火指導、建築同意など）警防業務（火災防御・水難等災害防御、人命・財産の保護など）救急業務（病人・けが人等の搬送、医師・看護婦の搬送、血清・医療器材等の搬送など）に分けられる。このほか一般事項として、水利調査・道路及び地理調査・気象調査並びに防火防災意識の啓発などがある。

消防本部・署は久万町大字上野尻の国道33号線沿いにあり、美川村・小田町に分駐所を置いている。

消防本部・署は、消防長以下28名、分駐署はそれぞれ2名で、24時間勤務の2交替制で業務を遂行している。

業務開始以来（8月20日現在）の出動件数は、救急出動155件、火災出動8件で救急出動は1日平均1件以上となっている。

消防署の装備

1. 車両・無線

		本 部 ・ 署	美川分駐署	小田分駐署
車 輛	司令車	1		
	広報車	1		
	ポンプ車	1		
	積載車	1 (ト-ハツポンプ 30P積載)		
	救急車	2	1	1
	赤バイ	2		
無 線	基地局	1	1	1
	移動局	司令車(1)広報車(1) ポンプ車(1)救急車(2)	救急車1	救急車1
	携帯局	消防長(1)次長(1) 積載車(1)赤バイ(2)		
	受令機	3		

2. 機械・器具

(1) エンジンカッター	1
(2) チェンソー	2
(3) 発電機(投光器付)	1
(4) ガス検知器	1
(5) 炭火深度計	1
(6) 空気呼吸器	2
(7) マジックギブス	3
(8) ジェットシエーター	3
(9) 油圧ジャッキ	1
(10) 防火衣	10
(11) 映写機	1
(12) ロープ訓練施設	1
(13) 風向、風力計、雨量計	各1

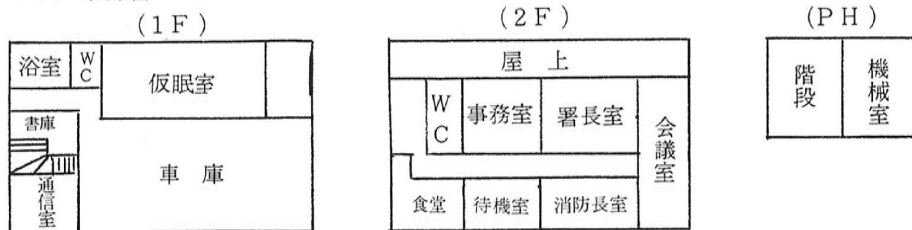
II 住みよい町づくり

3. 消防本部・署並びに分駐署建築概要

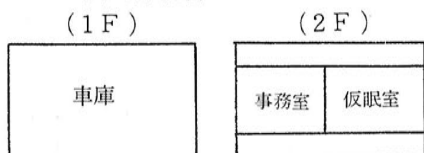
1、消防本部署	建築面積	431.11㎡
2、美川分駐署	建築面積	73.17㎡
3、小田分駐署	建築面積	86.40㎡

4. 消防本部署並びに分駐署平面図

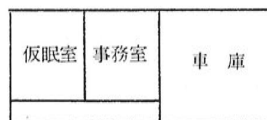
1. 本部署



2. 美川分駐署



3. 小田分駐署



(4) 上浮穴郡老人憩の家

昭和48年度より松山市を中心とした、三市三郡（松山市・北条市・伊予市・上浮穴郡・伊予郡・温泉郡）の広域市町村圏の諸事業がはじめられた。上浮穴郡においてもこの広域事業の一環として、郡内5か町村の共同事業として、上浮穴郡老人憩の家を国指定名勝の地古岩屋に同49年12月に完成した。

この憩の家は、老人福祉法による施設であり老人に対して、健全な憩の場所とし、教養の向上、レクリエーション等を実施するための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を送ってもらうために開設したものである。

開設後この施設も当組合に移管されたのであるが、隣接の国民宿舎との関連があり、管理運営のすべてを久万町に委託している。